本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0044_改 0
提出年月日	2020年10月21日

# 基本設計方針に関する説明資料 【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に 発電用原子炉を冷却するための設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)
- ・各条文の設計の考え方 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020 年 10 月 東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 $\sim$ 

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
·		4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系	記載方針の相違
		4.1.2 原子炉停止時冷却モード (1) 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。 【62条3】	モード名称の相違 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準 張を設けているが、東海第二は同分類を設 ず重大事故等対処設備として整理している なお、設備分類の相違であり、東海第二と 質的な違いはない。)
		発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設備を使用し,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は,常設代替交流電源設備からの給電	
		により機能を復旧し、原子炉冷却材を原子炉圧力容器 から残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を 経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却	表現の相違
		できる設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子 炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は 原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。 【62条50】	
		残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故	モード名称の相違
		等対処設備として使用できる設計とする。 【62条 58】 【63条 4】	表現の相違 (流路に関する設計について設置(変更) 可を踏襲した記載としている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

	(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(2) 多様性,位置的分散等	
		残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、設計	表現の相違
		基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時にお	(設置(変更)許可の記載を踏襲している
		いても使用するため、重大事故等対処設備としての基	
		本方針に示す設計方針を適用する。ただし,多様性及 び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基	
		準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備	
		の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に	
		示す設計方針は適用しない。	
		【62条59】	
		【63 条 45】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

		別項目)の基本設計方針)	/++-+v
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	備考
		5.3 低圧炉心スプレイ系 5.3.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備である低圧炉心スプレイ系が使用できる場合は,重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。 【62条3】	記載方針の相違 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡 張を設けているが, 東海第二は同分類を設け
			ず重大事故等対処設備として整理している。 なお、設備分類の相違であり、東海第二と実 質的な違いはない。)
		全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設備を使用し,低圧炉心スプレイ系を復旧できる設計とする。低圧炉心スプレイ系は,常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し,低圧炉心スプレイ系ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へスプレイすることで炉心を冷却できる	設備名称の相違表現の相違
		設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子炉補機 冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は <mark>原子炉 補機代替冷却水系</mark> から供給できる設計とする。 【62条 27】	設計の差異 (重大事故等時に使用する原子炉補機代替 冷却水系の相違。女川2号は可搬型の補機代 替冷却水系を使用する。)
		低圧炉心スプレイ系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 【62条35】	表現の相違 (流路に関する設計について設置(変更)許可を踏襲した記載としている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの (比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

「原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)			
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.3.2 多樣性,位置的分散等	記載方針の相違
		低圧炉心スプレイ系は、設計基準事故対処設備であ	表現の相違
		るとともに、重大事故等時においても使用するため、	(設置(変更)許可の記載を踏襲している。
		重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針	記載方針の相違
		を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的	(高圧炉心スプレイ系に対する設計方針)
		分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はない ことから, 重大事故等対処設備の基本方針のうち	「5.2.2 多様性,位置的分散等」に記載ている。)
		「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適	( ( a )
		用しない。	
		【62 条 59】	
		1	

- 4 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 (2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 5.6 低圧代替注水系 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子	備考
		原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷 却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及	
		て,設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷 却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及	
		て,設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷 却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及	
		却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及	
		び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子	
		炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備とし	
		て,低圧代替注水系(可搬型)を設ける設計とする。ま	表現の相違
		た、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない	(低圧代替注水系の設置要求について,
		場合に対応するための低圧代替注水系(常設)を設け	はまとめて記載した表現としている。)
		る設計とする。	
		【62条1】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水	設備名称の相違 記載方針の相違 (リード文として,5.6項に低圧代替注水系 の常設,可搬型を設置する旨をまとめて記載 している。)
		残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は,復水移送ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。 【62条4】	モード名称の相違 設備名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが、女川2 号は既設設備(復水移送ポンプ,復水貯蔵タンク)を使用する。)
		炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合に,溶融炉心を冷却し,原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は,復水移送ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。 【62条36】	設備名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系 ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが、女川2 号は既設設備(復水移送ポンプ,復水貯蔵タ ンク)を使用する。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 原子恒冷却系統施設(個別項目)の基本設計方名

較表において追記したもの(比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)		
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の機能が喪失した場合及び発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。【62条48】	モード名称の相違 設備名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが、女川2 号は既設設備(復水移送ポンプ,復水貯蔵タンク)を使用する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【62条5】	設備名称の相違 記載方針の相違 (非常用電源設備からの給電も可能である ため記載している。) 設計の差異 (女川2号では低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)の系統構成を行うにあたり、 直流電源で作動する弁も使用する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、補給水系、高圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系の配管及び弁並びに燃料プール補給水系の弁を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。その他、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 【62条6】	

- 7 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

// 公本// 植虾川辺匠 7 上沙亭之堂 7 日極 (2000 /2 /25 十十 中 宝 LL )		(個別項目)の基本設計万針)	烘土文
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系 ポンプ)による原子炉注水	設計の差異 (女川2号は防潮堤越波を想定した場合,事
		ペンプ) による原丁炉柱が   残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプ	象発生直後の可搬型設備を用いた対応は不
		レイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪	確かさがあることから、常設設備として直流
		失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を	駆動低圧注水系ポンプを設置する。)
		含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留	SPACE STATE OF THE
		熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系	
		による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故	
		等対処設備として、低圧代替注水系(常設)(直流駆動	
		低圧注水系ポンプ)は、直流駆動低圧注水系ポンプに	
		より、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系等を	
		経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却	
		できる設計とする。	
		【62条7】	
		直流駆動低圧注水系ポンプは,常設代替直流電源設	
		備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に	
		必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設	
		備又は常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計	
		とする。なお、系統構成に必要な電動弁(交流)は、交	
		流電源に期待できないことから設置場所にて操作でき	
		る設計とする。	
		【62条8】	
		低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)	
		の流路として、補給水系の配管、高圧炉心スプレイ系	
		及び低圧代替注水系の配管及び弁並びに燃料プール補	
		給水系の弁を重大事故等対処設備として使用できる設	
		計とする。	
		その他,設計基準対象施設である原子炉圧力容器 <mark>,</mark>	
		炉心支持構造物 <mark>及び原子炉圧力容器内部構造物</mark> を重大	
		事故等対処設備として使用できる設計とする。	
		【62条9】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

<b>〃~★~ 林林川辺医フエを発ごかり口枠 (2000 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 </b>	(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 (2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水	備考 記載方針の相違 記載方針の相違 に載方針の相違 (リード文として、5.6項に低圧代替注水の常設,可搬型を設置する旨をまとめて記載している。)
		残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。 【62条10】	設備名称の相違 設計の差異 (女川 2 号は超過津波を考慮した位置に

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原フ与かれるなな記 (研別項目) の其本記載す金)

牧衣(こわいて担配したもの)(比較対象が)	(原子炉冷却系統施設(個別	項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合に,溶融炉心を冷却し,原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。 【62条37】	設計の差異 (女川 2 号は超過津波を考慮した位置に複数の代替淡水源を設置しているため、1 水源、1タイプの可搬型ポンプ車による対策としている。また、東海第二は超過津波を考慮し2水源、2タイプの可搬型ポンプ車の対策としている。東海第二は代替淡水貯槽を水源とし、可搬型代替注水大型ポンプにより原子炉建屋東側接続口から注水する場合は、低圧炉心スプレイ系を使用するが、女川2号はいずれの接続口からも残留熱除去系を経由しての原子炉注水となる。)表現の相違
		発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の機能が喪失した場合及び発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。 【62条49】	設備名称の相違設計の差異

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

教衣にわいて追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)		
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプI)により海を利用できる設計とする。 【62条11】	記載方針の相違 (設置(変更)許可を踏襲し、代替淡水源が 枯渇した場合の海の利用について、各系統の 機能として記載する。)
		低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【62条12】	(非常用交流電源からの給電も可能である
		大容量送水ポンプ(タイプ I )は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 【62 条 13】	設備名称の相違
		低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.6低圧代替注水系」の設備として兼用)により行う設計とする。 【62条15】	(ホース敷設等にホース延長回収車を使用 するため記載している。また、ホース延長回
		低圧代替注水系(可搬型)の流路として、補給水系及び残留熱除去系の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 その他、設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 【62条16】	記載方針の相違 (流路に関する設計について設置(変更)許可を踏襲した記載としている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの (比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	記載方針の相違 (女川 2 号では低圧代替注水系としての多 様性等をまとめて記載しているため,記載表 現上の相違がある。なお,比較ため必要に応 じて他社の文章を再掲する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。【62条60】	設備名称の相違 モード名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系 ポンプ)を用いるが、女川 2 号は既設設備 (復水移送ポンプ)を使用する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。また、電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。 【62条61】	表現の相違 (女川 2 号は系統構成にあたり電動弁(直流)も使用するため、必要に応じ(交流)と (直流を明記している。) 設計の差異 (女川 2 号では低圧代替注水系(常設)(復
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、 <mark>復水 貯蔵タン</mark> クを水源とすることで、サプレッションチェ ンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モード)及 び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設 計とする。	設計の差異 (東海第二は新設設備(代替淡水貯槽)を用

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	「個別項目)の基本設計方針) 女川原子力発電所第2号機	備考
		【62条62】	モード名称の相違
		復水移送ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 【62条63】	
		復水貯蔵タンクは、 <mark>屋外</mark> に設置することで、原子炉 建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因 によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図 る設計とする。 【62条64】	(女川 2 号の復水貯蔵タンクは屋外設置
			(女川2号では低圧代替注水系全体とし独立性を多様性等とまとめて「5.6.4 を性又は多様性及び独立性,位置的分散」を載しており、記載位置が相違している。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの (比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

	(原子炉冷却糸統施設(	個別項目)の基本設計方針)	
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)		女川原子力発電所第2号機  低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、直流駆動低圧注水系ポンプを常設代替直流電源設備からの給電により駆動することで、非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。 【62条65】  低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可	備考 設計の差異 (女川2号は防潮堤越波を想定した場合, 象発生直後の可搬型設備を用いた対応は 確かさがあることから,常設設備として直 駆動低圧注水系ポンプを設置する。)
		能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。 【62条66】 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、復水貯蔵タンクを水源とすることで、サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設計とする。 【62条67】	
		直流駆動低圧注水系ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 【62条68】	
		復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 【62条69】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 スに冷却を依頼等(個別原見)の其本記載士会

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版) 記載方針の相違 (女川 2 号では低圧代替注水系としての多 様性等をまとめて記載しているため、記載表 現上の相違がある。) 低圧代替注水系(可搬型)は、残留熱除去系(低圧注 モード名称の相違 水モード及び原子炉停止時冷却モード), 低圧炉心スプ レイ系及び低圧代替注水系(常設)と共通要因によっ て同時に機能を損なわないよう、大容量送水ポンプ(タ 設備名称の相違 イプ I ) を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動す ることで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱 除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モー ド), 低圧炉心スプレイ系及び低圧代替注水系(常設) に対して多様性を有する設計とする。 【62条 70】 低圧代替注水系 (可搬型) の電動弁は、ハンドルを 設けて手動操作を可能とすることで, 非常用交流電源 設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有す る設計とする。 【62条71】 また、低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は、代替所 内電気設備を経由して給電する系統において、独立し た電路で系統構成することにより, 非常用所内電気設 備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設 計とする。 【62条72】 低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源を水源と 設備名称の相違 することで、サプレッションチェンバを水源とする残 モード名称の相違 留熱除去系 (低圧注水モード) 及び低圧炉心スプレイ 表現の相違 系並びに復水貯蔵タンクを水源とする低圧代替注水系 (各プラントで設置しているポンプ及び水

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	個別項目)の基本設計方針)	備考
		(常設) に対して異なる水源を有する設計とする。 【62条73】	源に対して、それぞれの設計方針を記載している。) 設計の差異 (女川 2 号は超過津波を考慮した位置に複数の代替淡水源を設置しているため、1 水源、1 タイプの可搬型ポンプ車による対策としている。また、東海第二は超過津波を考慮し2水源、2 タイプの可搬型ポンプ車の対策としている。東海第二は代替淡水貯槽を水源とし、可搬型代替注水大型ポンプにより原子炉建屋東側接続口から注水する場合は、低圧炉心スプレイ系を使用するが、女川2号はいずれの接続口からも残留熱除去系を経由しての原子炉注水となる。)
		大容量送水ポンプ(タイプ I)は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ及び復水移送ポンプ並びに原子炉建屋付属棟内の直流駆動低圧注水系ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 【62条74】	設計の差異 (低圧代替注水系(常設)で使用するポンプ
		大容量送水ポンプ (タイプ I ) の接続口は, 共通要因によって接続できなくなることを防止するため, 位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 【62条75】	設備名称の相違
			記載方針の相違 (女川 2 号では独立性を多様性等とまとめて「5.6.4 多重性又は多様性及び独立性, 位置的分散」に記載しており,記載位置が相

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版) 違している。) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧 表現の相違 代替注水系(可搬型)は、残留熱除去系及び低圧炉心 (女川 2 号は常設と可搬型をまとめて記載 スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわな していることによる記載表現の差異。) いよう、水源から残留熱除去系配管との合流点までの 設備名称の相違 系統について, 残留熱除去系に対して独立性を有する 設計の差異 設計とする。 (東海第二は東側接続口を使用する場合,低 【62条 76】 圧炉心スプレイ系を使用するが、女川2号で はいずれの接続口からも残留熱除去系を経 由しての原子炉注水となる。) 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ) 設計の差異 は,残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因 (低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注 によって同時に機能を損なわないよう, 流路を独立す 水系ポンプ)を設置するため、その独立性に ることで独立性を有する設計とする。 ついて記載している。) 【62条 77】 これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散 によって, 低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水 表現の相違 系 (可搬型) は、設計基準事故対処設備である残留熱 (女川 2 号は常設と可搬型をまとめて記載 除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード) していることによる記載表現の差異。) 及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備 モード名称の相違 としての独立性を有する設計とする。 記載方針の相違 【62条 78】 (低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) と低圧代替注水系(可搬型)とで残留熱除去 系のラインを兼用している箇所があり,流路

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

本名本の主義の表現の主力を表現の2000/9/25 創止中報節  東海第二英電所 女川原子力発電所第2分機 備考 は役立していない。)	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.7 代替循環冷却系 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において、原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系を設ける設計とする。 【62条2】	記載方針の相違
		炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系は,代替循環冷却ポンプにより,残留熱除去系熱交換器にて冷却された,サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。 また,本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却本系を含む。)に加えて,原子炉補機代替冷却水系の原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)により冷却できる設計とする。 【62条38】	設計の差異 (代替循環冷却系による溶融炉心冷却時の 流路の相違。女川2号は原子炉圧力容器への 注水には残留熱除去系のみを経由する。)
		代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、 代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【62条39】	設計の差異 (女川2号は「溶融炉心・コンクリート相互 作用」に係る有効性評価解析において,非常 用交流電源に期待しているため記載。)
		代替循環冷却系の流路として,残留熱除去系の配管, 弁及び残留熱除去系ストレーナを重大事故等対処設備 として使用できる設計とする。 その他,設計基準対象施設である原子炉圧力容器, 炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大 事故等対処設備として使用できる設計とする。 【62条47】	表現の相違 (流路に関する設計について設置(変更)許可を踏襲した記載としている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	一	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.9 残留熱除去系(低圧注水モード) 5.9.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。 【62条3】	設備名称の相違 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡張を設けているが、東海第二は同分類を設けず重大事故等対処設備として整理している。なお、設備分類の相違であり、東海第二と実質的な違いはない。)
		全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設備を使用し,残留熱除去系(低圧注水モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(低圧注水モード)は,常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し,残留熱除去系ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	モード名称の相違
		残留熱除去系(低圧注水モード)の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 【62条 26】	モード名称の相違 表現の相違 (流路に関する設計について設置(変更)許可を踏襲した記載としている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

		(個別項目) の基本設計方針)	,
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.9.2 多様性,位置的分散等	記載方針の相違
		残留熱除去系(低圧注水モード)は、設計基準事故	表現の相違
		対処設備であるとともに、重大事故等時においても使	(設置(変更)許可の記載を踏襲している
		用するため, 重大事故等対処設備としての基本方針に	
		示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性	
		並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対	
		処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方	
		針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計	
		方針は適用しない。 【62条59】	
		[02 宋 59]	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

		(個別項目) の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		7. 原子炉補機冷却設備	
		7.1 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含	設備名称の相違
		む。)	
		7.1.1 系統構成	記載方針の相違
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉	
		を冷却するための設備、最終ヒートシンクへ熱を輸送	
		するための設備、原子炉格納容器内の冷却等のための	
		設備,原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設	
		備又は原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するため	
		の設備として、想定される重大事故等時において、設	
		計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系(原子	設備名称の相違
		炉補機冷却海水系を含む。)が使用できる場合は、重	Lieb - Leafe
		大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる	表現の相違
		設計とする。	(女川 2 号では設備分類として設計基
		[62条19] [62条28] [62条40] [62条51]	張を設けているが、東海第二は同分類を
		[63条2][64条20][64条32][65条3][66条36]	ず重大事故等対処設備として整理してい
			なお,設備分類の相違であり,東海第二
			質的な違いはない。)

- 22 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		7.3 原子炉補機代替冷却水系	設備名称の相違
		7.3.1 系統構成	記載方針の相違
		■ 原子炉補機代替冷却水系は <mark>,原子炉補機代替冷却水</mark>	設備名称の相違
		系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、	設計の差異
		大容量送水ポンプ(タイプⅠ)により非常用取水設備	(女川 2 号の原子炉補機代替冷却水系は可
		である貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室を通	搬設備により構成される。東海第二は常設設
		じて海水を取水し、原子炉補機代替冷却水系熱交換器	備で構成される。)
		ユニットに海水を送水することで,残留熱除去系熱交 換器又は燃料プール冷却浄化系熱交換器で発生した熱	
		を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計と	
		t5.	
		【62条21】【62条30】【62条42】【62条53】	
		【63条38】【64条22】【64条34】【65条9】【66条39】	
		【69条 58】	
		原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容	設計の差異
		量送水ポンプ (タイプ I ) は、空冷式のディーゼルエ	
		ンジンにより駆動できる設計とする。	換器ユニットは付属空冷式ディーゼルエン
		【62条22】【62条31】【62条43】【62条54】 【63条39】【64条23】【64条35】【65条10】【66条40】	ジンにより駆動できる設計としている。東海 第二は常設のポンプを電源供給により駆動
		[69条59]	できる設計としている。)
		「ロフには他体体を公却セグ)には用わてよ、フの動乳	- 乳乳の芋田
		原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設 は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質	
		の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替	
		注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3 原	
		子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用) により行	
		う設計とする。	
		[62条24] [62条33] [62条45] [62条56]	
		[63 条 41] [64 条 25] [64 条 37] [65 条 12] [66 条 42] [69 条 60]	
		[00 1 00]	

- 23 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

| 先行審査プラントの記載との比較表(補機駆動用燃料設備の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1. 補機駆動用燃料設備 大容量送水ポンプ (タイプ I ) のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ (タイプ I ) (燃料タンク) に貯蔵する。 大容量送水ポンプ (タイプ II ) のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ (タイプ II ) (燃料タンク) に貯蔵する。 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ 駆動用燃料は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク) に貯蔵する。	設計の差異 (女川 2 号は可搬型の補機代替冷却水系も 使用するため、その燃料設備についても記載 している。)
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タイプI)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設計とする。  大容量送水ポンプ(タイプI)、大容量送水ポンプ(タイプII) 及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設計とする。  大容量送水ポンプ(タイプI),大容量送水ポンプ(タイプII) 及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。	設備構成の差異 (燃料貯蔵設備の相違。女川2号における補機駆動用燃料の補給は、非常用ディーゼル発電機による電源供給時にはガスタービン発電機による電源供給時にはディーゼル発電設備用軽油タンクから行う。東海第二は、可搬型設備用軽油タンクから燃料補給を行う。また、使用する燃料補給を必要とする補機が相違している。) 設備名称の相違表現の相違
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。 【62条14】【62条23】【62条32】【62条44】【62条55】 【63条21】【63条40】【64条11】【64条24】【64条36】 【65条11】【65条33】【66条15】【66条29】【66条41】 【66条56】【67条19】【69条11】【69条22】【69条32】 【69条41】【69条47】【69条61】【70条3】【70条11】	記載方針の相違 (電源設備の基本設計方針と記載方針を合わせ,軽油タンクからタンクローリへの燃料 移送の設計方針を明記。)

- 1 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用取水設備の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》作响为4分次下,为更电对第一个专领(2020)9/25 相正中间放	水体为一九电灯	1. 非常用取水設備の基本設計方針 非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 [62条17][62条20][62条25][62条29][62条34][62条41][62条46][62条52][62条57][63条3][63条43][64条16][64条21][64条26][64条33][66条37][66条43][66条59][69条15][69条26][69条35][69条44][69条50][69条63][70条6][70条14][71条12][71条20]	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
(原子炉冷却材圧力バウンダリ			5. 原子炉冷却系統施設			
低圧時に発電用原子炉を冷却す			5.2 残留熱除去系			
るための設備)			5.2.2 重大事故等時			
			5. 2. 2. 1 概要			
			残留熱除去系の低圧注水モー			
			ド,原子炉停止時冷却モード,格			
			納容器スプレイ冷却モード及び			
			サプレッションプール水冷却モ			
			ードは、想定される重大事故等時			
			において, 重大事故等対処設備			
			(設計基準拡張)として使用す			
			る。 <b>�</b> (①c③b 重複)			
			5.2.2.2 設計方針			
			残留熱除去系は,「1.1.7 重大			
			事故等対処設備に関する基本方			
			針」のうち、多様性、位置的分散			
			を除く設計方針を適用して設計			
			を行う。 <b>④</b> a			
			5.2.2.2.1 悪影響防止			
			残留熱除去系の各モードは,設			
			計基準事故対処設備又は設計基			
			準対象施設として使用する場合			
			と同じ系統構成で重大事故等対			
			処設備(設計基準拡張)として使			
			用することで、他の設備に悪影響			
			を及ぼさない設計とする。⑥			
			5. 2. 2. 2. 2 容量等			
			残留熱除去系ポンプ及び残留			
			熱除去系熱交換器は、設計基準事			
			故時の非常用炉心冷却機能と兼			
			用しており,設計基準事故時に使			
			用する場合の容量が、重大事故等			
			の収束に必要な容量に対して十			
			分であるため,設計基準事故対処			
			刀 てのるため, 設計基準事似灯処			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び総付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争垻	との対比表 🖵 🦳		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		1130	設備と同仕様で設計する。	70 an   10 m   1	
			EVIII CITATE IN CENTIL / DO		
			5.2.2.3 環境条件等		
			残留熱除去系ポンプ及び残留		
			熱除去系熱交換器は、原子炉建屋		
			原子炉棟内に設置し、想定される		
			重大事故等時における環境条件		
			を考慮した設計とする。残留熱除		
			去系の操作は、想定される重大事		
			故等時において,中央制御室で可		
			能な設計とする。		
			5.2.2.2.4 操作性の確保		
			残留熱除去系は, 想定される重		
			大事故等時において,設計基準事		
			故対処設備又は設計基準対象施		
			設として使用する場合と同じ系		
			統構成で重大事故等対処設備(設		
			計基準拡張)として使用する設計		
			とする。残留熱除去系は, 中央制		
			御室の操作スイッチにより操作		
			が可能な設計とする。		
			5.2.2.3 主要設備及び仕様		
			残留熱除去系の主要機器仕様		
			を第5.2-1 表に示す。 ②		
			5.2.2.4 試験検査		
			残留熱除去系は,発電用原子炉		
			の運転中又は停止中に機能・性能		
			及び漏えいの有無の確認が可能		
			な設計とする。また, 残留熱除去		
			系ポンプ及び残留熱除去系熱交		
			換器は,発電用原子炉の停止中に		
			分解及び外観の確認が可能な設		
			計とする。��		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び総付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
			5.3 非常用炉心冷却系				
			5.3.2 重大事故等時				
			5.3.2.1 低圧炉心スプレイ系				
			5.3.2.1.1 概要				
			低圧炉心スプレイ系は, 想定さ				
			れる重大事故等時において,重大				
			事故等対処設備(設計基準拡張)				
			として使用する。 <b>①(①c③b 重</b>				
			複)				
			5.3.2.1.2 設計方針				
			低圧炉心スプレイ系は,「1.1.7				
			重大事故等対処設備に関する基				
			本方針」のうち、多様性、位置的				
			分散を除く設計方針を適用して				
			 設計を行う。 <b>④</b> b				
			5.3.2.1.2.1 悪影響防止				
			低圧炉心スプレイ系は,設計基				
			準事故対処設備として使用する				
			場合と同じ系統構成で重大事故				
			等対処設備(設計基準拡張)とし				
			て使用することで,他の設備に悪				
			影響を及ぼさない設計とする。				
			<b>6</b>				
			5.3.2.1.2.2 容量等				
			低圧炉心スプレイ系ポンプは,				
			設計基準事故時の非常用炉心冷				
			却機能と兼用しており,設計基準				
			事故時に使用する場合の容量が,				
			重大事故等の収束に必要な容量				
			に対して十分であるため, 設計基				
			準事故対処設備と同仕様で設計				
			する。 🗇				
			5.3.2.1.2.3 環境条件等				
		1	0.0.2.1.2.0				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		要求事項。	との対比表	: 則四旋百	<b>出時からの変更箇所</b>
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			低圧炉心スプレイ系ポンプは、		
			原子炉建屋原子炉棟内に設置し、		
			想定される重大事故等時におけ		
			る環境条件を考慮した設計とす		
			る。低圧炉心スプレイ系の操作		
			は, 想定される重大事故等時にお		
			いて,中央制御室で可能な設計と		
			する。⑧		
			5.3.2.1.2.4 操作性の確保		
			低圧炉心スプレイ系は, 想定さ		
			れる重大事故等時において,設計		
			基準事故対処設備として使用す		
			る場合と同じ系統構成で重大事		
			故等対処設備(設計基準拡張)と		
			して使用する設計とする。低圧炉		
			心スプレイ系は,中央制御室の操		
			作スイッチにより操作が可能な		
			設計とする。		
			5.3.2.1.3 主要設備及び仕様		
			低圧炉心スプレイ系の主要機		
			器仕様を第 5.3-1 表に示す。②		
			5.3.2.1.4 試験検査		
			低圧炉心スプレイ系は,発電用		
			原子炉の運転中又は停止中に機		
		ロ 発電用原子炉施設の一般構造	能・性能及び漏えいの有無の確認		
		(3) その他の主要な構造	が可能な設計とする。また, 低圧		
		(i) 本発電用原子炉施設は,(1)	炉心スプレイ系ポンプは,発電用		
		耐震構造,(2)耐津波構造に加	原子炉の停止中に分解及び外観		
		え,以下の基本的方針のもとに安	の確認が可能な設計とする。 🐠		
		全設計を行う。			
		b. 重大事故等対処施設(発電用			
		原子炉施設への人の不法な侵入			
		等の防止,中央制御室,監視測定			
		設備,緊急時対策所及び通信連絡			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

	20. 7 20 th 24 4.		との対比表		
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<b>坐</b> 个队门刀到(区)	を行うために必要な設備は, a.	加门目放八	及0至本版前为近この利比	
		設計基準対象施設に記載)			
		(g) 原子炉冷却材圧力バウンダ	   5.6 原子炉冷却材圧力バウンダ		
		リ低圧時に発電用原子炉を冷却	リ低圧時に発電用原子炉を冷却		
		するための設備	するための設備		
		) 10 /C 10 10 /K /M	5. 6. 1 概要		
第六十二条 発電用原子炉施設	   原子炉冷却材圧力バウンダリ	   原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
には、原子炉冷却材圧力バウンダ	が低圧の状態であって,設計基準	が低圧の状態であって、設計基準	が低圧の状態であって,設計基準	いによる差異あり	5.6 低圧代替注水系
リが低圧の状態であって、設計基	事故対処設備が有する発電用原	事故対処設備が有する発電用原	事故対処設備が有する発電用原	( による)上来の)	0.0 8/11/16 11/1///
準事故対処設備が有する発電用	子炉の冷却機能が喪失した場合	子炉の冷却機能が喪失した場合	子炉の冷却機能が喪失した場合		
原子炉の冷却機能が喪失した場	においても炉心の著しい損傷及	においても炉心の著しい損傷及	においても炉心の著しい損傷及		
合においても炉心の著しい損傷	び原子炉格納容器の破損を防止	び原子炉格納容器の破損を防止	び原子炉格納容器の破損を防止		
及び原子炉格納容器の破損を防	するため、発電用原子炉を冷却す	するため、発電用原子炉を冷却す	するため、発電用原子炉を冷却す		
止するため、発電用原子炉を冷却	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処		
するために必要な設備を施設し	設備として、低圧代替注水系(可	設備を設置及び保管する。①a	設備を設置及び保管する。◆(1)		
なければならない。 <a href="https://www.new.org/">123456</a>	搬型)を設ける設計とする。また,	WIII CKENON A 7 0 0 00	a重複)		
【解釈】	炉心の著しい損傷に至るまでの	   ホ 原子炉冷却系統施設の構造及	原子炉冷却材圧力バウンダリ		
1 第62条に規定する「炉心の	時間的余裕のない場合に対応す	び設備	低圧時に発電用原子炉を冷却す		
著しい損傷」を「防止するため、	るための低圧代替注水系(常設)	(3) 非常用冷却設備	るための設備の系統概要図を第		
発電用原子炉を冷却するために	を設ける設計とする。	(ii) 主要な機器及び管の個数及	5.6-1 図から第 5.6-7 図に		
必要な設備」とは、以下に掲げる		び構造	示す。また、 <u>想定される重大事故</u>		②a③a 引用元 : P6
措置又はこれらと同等以上の効		b. 重大事故等対処設備	等時において,設計基準事故対処		
果を有する措置を行うための設		(c) 原子炉冷却材圧力バウンダ	設備である残留熱除去系(低圧注		
備をいう。		リ低圧時に発電用原子炉を冷却	水モード), 残留熱除去系 (原子		
(1) 重大事故防止設備		するための設備	炉停止時冷却モード) 及び低圧炉		
a)可搬型重大事故防止設備を配	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	心スプレイ系が使用できる場合	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
備すること。②	低圧時に発電用原子炉を冷却す	が低圧の状態であって, 設計基準	は, 重大事故等対処設備(設計基	いによる差異あり	5.7 代替循環冷却系
b) 炉心の著しい損傷に至るまで	るための設備として, 炉心の著し	事故対処設備が有する発電用原	<u>準拡張)として使用する。</u> ①c③b		
の時間的余裕のない場合に対応	い損傷及び溶融が発生した場合	子炉の冷却機能が喪失した場合	残留熱除去系(低圧注水モー		
するため、常設重大事故防止設備	において,原子炉圧力容器内に溶	においても炉心の著しい損傷及	ド) 及び残留熱除去系 (原子炉停		
を設置すること。③	融炉心が存在する場合の重大事	び原子炉格納容器の破損を防止	止時冷却モード) については,		
c)上記a)及びb)の重大事故	故等対処設備として代替循環冷	するため,発電用原子炉を冷却す	「5.2 残留熱除去系」に記載す		
防止設備は、設計基準事故対処設	却系を設ける設計とする。	るために必要な重大事故等対処	る。低圧炉心スプレイ系について		
備に対して、多様性及び独立性を	①b⑥a 【62条2】	設備を設置及び保管する。 1 (1)	は,「5.3 非常用炉心冷却系」に		①b⑥a 引用元:P24
有し、位置的分散を図ること。 4		a 重複)	記載する。③		
			5.6.2 設計方針		

C

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表 Land Land Land Land Land Land Land Land						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)		
	低圧時に発電用原子炉を冷却す	が低圧時に発電用原子炉を冷却	が低圧時に発電用原子炉を冷却	いによる差異あり	4.1.2 原子炉停止時冷却モード		
	るための設備として, 想定される	するための設備のうち,発電用原	するための設備のうち,発電用原		5.3.1 系統構成		
	重大事故等時において,設計基準	子炉を冷却し, 炉心の著しい損傷	子炉を冷却し、炉心の著しい損傷		5.9.1 系統構成		
	事故対処設備である残留熱除去	及び原子炉格納容器の破損を防	及び原子炉格納容器の破損を防				
	系 (低圧注水モード), 残留熱除	止するための設備として,低圧代	止するための設備として, 低圧代				
	去系 (原子炉停止時冷却モード)	替注水系 (可搬型) を設ける。2	替注水系 (可搬型) を設ける。ま				
	及び低圧炉心スプレイ系が使用	a また,炉心の著しい損傷に至る	た, 炉心の著しい損傷に至るまで				
	できる場合は,重大事故等対処設	までの時間的余裕のない場合に	の時間的余裕のない場合に対応				
	備(設計基準拡張)として使用で	対応するため, 低圧代替注水系	するため,低圧代替注水系(常設)				
	きる設計とする。	<u>(常設) を設ける。</u> ③a	を設ける。��(②a③a 重複)				
	①c③b 【62 条 3】				①c③b 引用元:P5		
		(c-1) 原子炉運転中の場合に用	(1) 原子炉運転中の場合に用い				
		いる設備	る設備				
		(c-1-1) フロントライン系故障	a. フロントライン系故障時に用				
		時に用いる設備	いる設備				
		(c-1-1-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系(常設)(復				
		設) (復水移送ポンプ) による発	水移送ポンプ) による発電用原子				
		電用原子炉の冷却	炉の冷却				
	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (個別)		
	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	いによる差異あり	5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復		
	能が喪失した場合並びに全交流	能が喪失した場合の重大事故等	能が喪失した場合の重大事故等		水移送ポンプ) による原子炉注水		
	動力電源喪失又は原子炉補機冷	対処設備として, 低圧代替注水系	対処設備として, 低圧代替注水系				
	却水系(原子炉補機冷却海水系を	(常設)(復水移送ポンプ)は,	(常設)(復水移送ポンプ)を使				
	含む。)機能喪失によるサポート	復水移送ポンプにより,復水貯蔵	用する。				
	系の故障により, 残留熱除去系	タンクの水を残留熱除去系等を	低圧代替注水系(常設)(復水				
	(低圧注水モード)及び低圧炉心	経由して原子炉圧力容器へ注水	移送ポンプ)は,復水移送ポンプ,				
	スプレイ系による発電用原子炉	することで炉心を冷却できる設	配管・弁類、計測制御装置等で構				
	の冷却ができない場合の重大事	<u>計とする。</u>	成し,復水移送ポンプにより,復				
	故等対処設備として, 低圧代替注	③c	水貯蔵タンクの水を残留熱除去				
	水系(常設)(復水移送ポンプ)		系等を経由して原子炉圧力容器				
	は,復水移送ポンプにより,復水		へ注水することで炉心を冷却で				
	貯蔵タンクの水を残留熱除去系		きる設計とする。 🗘 (③c 重複)				
	等を経由して原子炉圧力容器へ						
	注水することで炉心を冷却でき						
	る設計とする。						
	③c③d 【62 条 4】				③d 引用元: P13		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	要水事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	五个队门为斯(K)	77.	1W(1) E1 28(7)	次の基本版計分割での利託			
	低圧代替注水系(常設)(復水	   低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水 (1)		   原子炉冷却系統施設(個別)		
					5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復		
	移送ポンプ)は、非常用交流電源	移送ポンプ)は、非常用交流電源	移送ポンプ)は、非常用交流電源				
	設備に加えて、代替所内電気設備	設備に加えて、代替所内電気設備	設備に加えて、代替所内電気設備		水移送ポンプ)による原子炉注水		
	を経由した常設代替交流電源設	を経由した常設代替交流電源設	を経由した常設代替交流電源設				
	備又は可搬型代替交流電源設備	備又は可搬型代替交流電源設備	備又は可搬型代替交流電源設備				
	からの給電が可能な設計とする。	からの給電が可能な設計とする。	からの給電が可能な設計とする。				
	また、系統構成に必要な電動弁	また、系統構成に必要な電動弁	また、系統構成に必要な電動弁				
	(直流)は、所内常設蓄電式直流	(直流)は,所内常設蓄電式直流	(直流)は,所内常設蓄電式直流				
	電源設備からの給電が可能な設	電源設備からの給電が可能な設	電源設備からの給電が可能な設				
	計とする。	<u>計とする。</u> ⑦a	計とする。 ① (⑦a 重複)				
	⑦a 【62条5】		主要な設備は,以下のとおりと				
			する。				
			・復水移送ポンプ				
			・復水貯蔵タンク(5.7 重大事故				
			等の収束に必要となる水の供				
			給設備)				
			·常設代替交流電源設備(10.2				
			代替電源設備)				
			・可搬型代替交流電源設備(10.2				
			代替電源設備)				
			・代替所内電気設備(10.2 代替				
			電源設備)				
			<ul><li>所內常設蓄電式直流電源設備</li></ul>				
			(10.2 代替電源設備)				
			<b>②</b>				
	低圧代替注水系 (常設) (復水		本系統 <u>の流路として,補給水</u>	設備設計の明確化	同上		
	移送ポンプ) の流路として, 補給		系, 高圧炉心スプレイ系及び残留	(流路として使用する,原子炉圧			
	水系, 高圧炉心スプレイ系及び残		熱除去系の配管及び弁並びに燃	力容器内部の構造物について明			
	留熱除去系の配管及び弁並びに		料プール補給水系の弁を重大事	記)			
	燃料プール補給水系の弁を重大		故等対処設備として使用する。				
	事故等対処設備として使用でき		その他, 設計基準対象施設であ				
	る設計とする。		る原子炉圧力容器を重大事故等				
	その他, 設計基準対象施設であ		対処設備として使用し、8a設計				
	る原子炉圧力容器, 炉心支持構造		基準事故対処設備である非常用				
	物及び原子炉圧力容器内部構造		交流電源設備を重大事故等対処				
	物を重大事故等対処設備として		設備(設計基準拡張)として使用				
	一かで玉八字以すれた以帰ししし		長畑 (灰川 坐中)が派/こして灰川	l			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	使用できる設計とする。		する。�				
	8a 【62条6】		, 40		8a 引用元: P7		
		   (c-1-1-2) 低圧代替注水系(常	(b) 低圧代替注水系(常設)(直		(Sa 3)/11/2 11 1		
		設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)	流駆動低圧注水系ポンプ)による				
		による発電用原子炉の冷却	発電用原子炉の冷却				
	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系 (低圧注水モー	   同趣旨の記載であるが、表現の違	   原子炉冷却系統施設(個別)		
	ド)及び低圧炉心スプレイ系の機	ド)及び低圧炉心スプレイ系の機	ド)及び低圧炉心スプレイ系の機	いによる差異あり	5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直		
	能が喪失した場合並びに全交流	能が喪失した場合の重大事故等	能が喪失した場合の重大事故等	いによる左共のり	流駆動低圧注水ポンプ)による原		
	動力電源喪失又は原子炉補機冷	対処設備として,低圧代替注水系	対処設備として,低圧代替注水系				
	却水系(原子炉補機冷却海水系を	(常設)(直流駆動低圧注水系ポ	(常設)(直流駆動低圧注水系ポ		1 分在水		
	含む。)機能喪失によるサポート	一(市政) (直流駆動低圧注水系水) ンプ)は、直流駆動低圧注水系ポ	ンプ)を使用する。				
	系の故障により、残留熱除去系	ンプにより、復水貯蔵タンクの水	低圧代替注水系(常設)(直流				
	(低圧注水モード)及び低圧炉心	を高圧炉心スプレイ系等を経由	駆動低圧注水系ポンプ)は、直流				
	スプレイ系による発電用原子炉		駆動低圧注水系ポンプ」は、直流駆動低圧注水系ポンプ、配管・弁				
		して原子炉圧力容器へ注水する ことで炉心を冷却できる設計と					
	の冷却ができない場合の重大事		類、計測制御装置等で構成し、直				
	故等対処設備として,低圧代替注	<u>する。</u> ③e	流駆動低圧注水系ポンプにより,				
	水系(常設)(直流駆動低圧注水		復水貯蔵タンクの水を高圧炉心				
	系ポンプ)は、直流駆動低圧注水		スプレイ系等を経由して原子炉				
	系ポンプにより,復水貯蔵タンク		圧力容器へ注水することで炉心				
	の水を高圧炉心スプレイ系等を		を冷却できる設計とする。 ① (3)				
	経由して原子炉圧力容器へ注水		e 重複)				
	することで炉心を冷却できる設						
	計とする。				@171H- P40		
	③d③e 【62条7】				③d 引用元: P13		
	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,		同上		
	常設代替直流電源設備からの給	常設代替直流電源設備からの給	常設代替直流電源設備からの給				
	電が可能な設計とする。また、系	電が可能な設計とする。また、系	電が可能な設計とする。また、系				
	統構成に必要な電動弁(直流)は,	統構成に必要な電動弁(直流)は,	統構成に必要な電動弁(直流)は、				
	所内常設蓄電式直流電源設備又	所内常設蓄電式直流電源設備又	所内常設蓄電式直流電源設備又				
	は常設代替直流電源設備からの	は常設代替直流電源設備からの	は常設代替直流電源設備からの				
	給電が可能な設計とする。なお、	給電が可能な設計とする。なお、	給電が可能な設計とする。なお、				
	系統構成に必要な電動弁(交流)	系統構成に必要な電動弁(交流)	系統構成に必要な電動弁(交流)				
	は、交流電源に期待できないこと	は,交流電源に期待できないこと	は,交流電源に期待できないこと				
	から設置場所にて操作できる設	から設置場所にて操作できる設	から設置場所にて操作できる設				
	計とする。	計とする。 <b>⑦</b> b	計とする。 <b>①</b> (⑦b 重複)				
	⑦b 【62条8】	<u> , </u>	主要な設備は、以下のとおりと				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦。	∶の対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	低圧代替注水系 (常設) (直流 駆動低圧注水系ポンプ) の流路と して、補給水系の配管、高圧炉心 スプレイ系及び低圧代替注水系 の配管及び弁並びに燃料プール 補給水系の弁を重大事故等対処 設備として使用できる設計とす る。 その他、設計基準対象施設であ る原子炉圧力容器。炉心支持構造 物及び原子炉圧力容器。炉心支持構造 物を重大事故等対処設備として 使用できる設計とする。 ⑧b【62条9】		する。 ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク(5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備) ・所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備) ・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備) ・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備) ・② 本系統の流路として,補給水系の配管,高圧炉心スプレイ系及び直流駆動低圧注水系の配管及び弁並びに燃料プール補給水系の弁を重大事故等対処設備として使用する。 その他,設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等対処設備として使用する。 ⑧b	設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設 (個別) 5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直 流駆動低圧注水ポンプ)による原 子炉注水
	残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事	(c-1-1-3) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。②b	(c) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)を使用する。 低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI),配管・ホース・弁類,計測制御装置等で構成し,大容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水源	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型 による原子炉注水

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	故等対処設備として, 低圧代替注		の水を残留熱除去系等を経由し				
	水系(可搬型)は、大容量送水ポ		て原子炉圧力容器へ注水するこ				
	ンプ (タイプ I) により, 代替淡		とで炉心を冷却できる設計とす				
	水源の水を残留熱除去系等を経		る。 ① (②b 重複)				
	由して原子炉圧力容器に注水す						
	ることで炉心を冷却できる設計						
	とする。				②b 引用元: P9		
	2b②c 【62条10】				②c 引用元: P13		
	(62 条 10)				②C 引用元:P13		
	低圧代替注水系(可搬型)は、	低圧代替注水系(可搬型)は,	   低圧代替注水系(可搬型)は、		   原子炉冷却系統施設(個別)		
	代替淡水源が枯渇した場合にお	代替淡水源が枯渇した場合にお	代替淡水源が枯渇した場合にお		5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)		
	いて、重大事故等の収束に必要と	いて,重大事故等の収束に必要と	いて、重大事故等の収束に必要と		による原子炉注水		
	なる水の供給設備である大容量	なる水の供給設備である大容量	なる水の供給設備である大容量				
	送水ポンプ (タイプ I ) により海	送水ポンプ (タイプ I ) により海	送水ポンプ (タイプ I ) により海				
	を利用できる設計とする。	を利用できる設計とする。②d	を利用できる設計とする。 ① (2)				
	②d 【62条11】	<u> </u>	d 重複)				
	(02 × 11)		4 至 [次]				
	低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は、	低圧代替注水系(可搬型)は,		同上		
	非常用交流電源設備に加えて、代	非常用交流電源設備に加えて、代	非常用交流電源設備に加えて、代		1. 4.		
	替所内電気設備を経由した常設	替所内電気設備を経由した常設	替所内電気設備を経由した常設				
	代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代				
	替交流電源設備からの給電が可	替交流電源設備からの給電が可	替交流電源設備からの給電が可				
	能な設計とする。	能な設計とする。	能な設計とする。				
	<b>⑦c</b> 【62条 12】	(7)c	① (⑦c 重複)				
	(02 )(12)		V (00 ± 10)				
	大容量送水ポンプ(タイプ I)	また,大容量送水ポンプ(タイ	また、大容量送水ポンプ(タイ		同上		
	は、空冷式のディーゼルエンジン	プI)は、空冷式のディーゼルエ	プI)は、空冷式のディーゼルエ				
	により駆動できる設計とする。	ンジンにより駆動できる設計と	ンジンにより駆動できる設計と				
	②e 【62条13】	する。 <b>2</b> e	する。 <b>①</b> (②e 重複)				
		. <u> </u>					
	大容量送水ポンプ (タイプ I)		燃料は,燃料補給設備である軽	設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備		
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送		油タンク又はガスタービン発電	(大容量送水ポンプ車の燃料貯	1. 補機駆動用燃料設備		
	水ポンプ(タイプ I )(燃料タン		<u>設備軽油タンク</u> 及び <u>タンクロー</u>	蔵設備の明確化。なお、機器名称			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜半車位」の特にま

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ク)に貯蔵する。 非常用ディーゼル発電設備軽 油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タイプI)の燃料を貯蔵できる設計とする。 大容量送水ポンプ(タイプI)の燃料を貯蔵できる設計とする。 大容量送水ポンプ(タイプI)の燃料を貯蔵できる設計とする。 大容量送水ポンプ(タイプI)の燃料を貯蔵できる設計とする。 大容量送水ポンプ(タイプI)の燃料である非常用ディーゼル発電設備軽を加タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽を加タンクローリを用いて補給できる設計とする。 非常用ディーゼル発電設備軽加タンクより多ンクローリで開発をできる設計とする。 非常用ディーゼル発電設備軽加タンクはガスタービン発電設備軽加タンクはガスタービン発電設備軽加タンクはガスタービン発電設備軽加タンクがらタンクローリへの補給は、ホースを用いる設計とする。  ③a【62条14】		リにより補給できる設計とする。 ③a 主要な設備は,以下のとおりとする。 ・大容量送水ポンプ(タイプ I)・常設代替交流電源設備(10.2代替電源設備)・可搬型代替交流電源設備(10.2代替電源設備)・代替所内電気設備(10.2代替電源設備)・燃料補給設備(10.2代替電源設備)・燃料補給設備(10.2代替電源設備)	は工認要目表名称とした)	
	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は,ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.6 低圧代替注水系」の設備として兼用)により行う設計とする。 ②【62条15】			設備設計の明確化 (ホース延長回収車の機能及び その兼用先について記載)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型) による原子炉注水

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	低圧代替注水系(可搬型)の流路として,補給水系及び残留熱除去系の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 その他,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器関として使用を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。		本系統の流路として、補給水系 及び残留熱除去系の配管及び弁 並びにホースを重大事故等対処 設備として使用する。 その他、設計基準対象施設であ る原子炉圧力容器を重大事故等 対処設備として使用し、⑧c設計 基準事故対処設備である非常用 交流電源設備を重大事故等対処 設備(設計基準拡張)として使用	設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型) による原子炉注水			
	8c【62条16】 非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。		する。 <b>④</b>		非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針 (Ma(Mb) 引用元: P53			
		(c-1-2) サポート系故障時に用いる設備 (c-1-2-1) 低圧代替注水系(常設)による発電用原子炉の冷却全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する低圧代替注水系(常設)は、「ホ(3)(ii)b.(c-1-1-1)低圧代替注水系(常設)(復水	b. サポート系故障時に用いる設備 (a) 低圧代替注水系(常設)による発電用原子炉の冷却 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する低圧代替注水系(常設)は,「(1) a. (a) 低圧代替注水系(常設)は,「(1) a. (a) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		移送ポンプ) による発電用原子炉	による発電用原子炉の冷却」及び		
		の冷却」及び「ホ(3)(ii)b. (c-	「(1) a . (b) 低圧代替注水系(常		
		1-1-2)低圧代替注水系(常設)(直	設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)		
		流駆動低圧注水系ポンプ) による	による発電用原子炉の冷却」と同		
		発電用原子炉の冷却」と同じであ	じである。		
		る。③d	①(③d 重複)		
		(c-1-2-2) 低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		型)による発電用原子炉の冷却	よる発電用原子炉の冷却		
		全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子		
		炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却		
		海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による		
		サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により, 残留熱		
		除去系(低圧注水モード)及び低	除去系 (低圧注水モード) 及び低		
		<u>圧炉心スプレイ系</u> が起動 <u>できな</u>	圧炉心スプレイ系が起動できな		
		い場合の重大事故等対処設備と	い場合の重大事故等対処設備と		
		して使用する低圧代替注水系(可	して使用する低圧代替注水系(可		
		搬型) は,「ホ(3)(ii)b. (c-1-	搬型) は,「(1) a . (c) 低圧代替		
		1-3)低圧代替注水系(可搬型)に	注水系 (可搬型) による発電用原		
		よる発電用原子炉の冷却」と同じ	子炉の冷却」と同じである。		
		である。②c	◆(②c 重複)		
		(c-1-2-3) 常設代替交流電源設	(c) 常設代替交流電源設備によ		
		備による残留熱除去系(低圧注水	る残留熱除去系(低圧注水モー		
		モード)の復旧	ド)の復旧		
	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (個別)
	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却	炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却	いによる差異あり	5.9.1 系統構成
	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による		
	サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により, 残留熱		
	除去系 (低圧注水モード) が起動	除去系 (低圧注水モード) が起動	除去系 (低圧注水モード) が起動		
	できない場合の重大事故等対処	できない場合の重大事故等対処	できない場合の重大事故等対処		
	設備として,常設代替交流電源設	設備として,常設代替交流電源設	設備として,常設代替交流電源設		
	備を使用し, 残留熱除去系 (低圧	備を使用し,残留熱除去系(低圧	備を使用し,残留熱除去系(低圧		
	注水モード)を復旧できる設計と	注水モード)を復旧する。	注水モード)を復旧する。		
	する。残留熱除去系(低圧注水モ	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 至	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII 7-5
	ード) は, 常設代替交流電源設備	ド) は, 常設代替交流電源設備か	ド) は, 常設代替交流電源設備か		
	からの給電により機能を復旧し,	らの給電により機能を復旧し,残	らの給電により機能を復旧し,残		
	残留熱除去系ポンプによりサプ	<u>留熱除去系ポンプによりサプレ</u>	留熱除去系ポンプによりサプレ		
	レッションチェンバのプール水	<u>ッションチェンバのプール水を</u>	ッションチェンバのプール水を		
	を原子炉圧力容器へ注水するこ	原子炉圧力容器へ注水すること	原子炉圧力容器へ注水すること		
	とで炉心を冷却できる設計とす	で炉心を冷却できる設計とする。	で炉心を冷却できる設計とする。		
	る。本系統に使用する冷却水は,	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	冷却海水系を含む。)又は原子炉	却海水系を含む。) 又は原子炉補	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	補機代替冷却水系から供給でき	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	る設計とする。	<u>設計とする。</u>	設計とする。		
	⑤a 【62 条 18】	<b>⑤</b> a	◆(⑤a 重複)		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・常設代替交流電源設備(10.2)		
			代替電源設備)		
			・原子炉補機代替冷却水系 (5.10		
			最終ヒートシンクへ熱を輸送		
			するための設備)		
			<b>②</b>		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		その他, 設計基準対象施設であ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す		る原子炉圧力容器を重大事故等	いによる差異あり	7.1.1 系統構成
	るための設備として, 想定される		対処設備として使用し, ⑧d <u>設計</u>		
	重大事故等時において,設計基準		<u>基準事故対処設備である</u> 残留熱		
	事故対処設備である原子炉補機		除去系 (低圧注水モード) 及び原		
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系		子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	を含む。)が使用できる場合は,		<u>却海水系を含む。)を重大事故等</u>		
	重大事故等対処設備(設計基準拡		対処設備(設計基準拡張)として		
	張) として使用できる設計とす		<u>使用</u> する。⑪a		
	る。				
	<b>⑪a</b> 【62条 19】				
	非常用取水設備の貯留堰, 取水			同趣旨の記載であるが, 表現の違	非常用取水設備
	口、取水路及び海水ポンプ室は、			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				針
	て,設計基準事故対処設備の一部				
	を流路として使用することから,				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	流路に係る機能について重大事							
	故等対処設備としての設計を行							
	う。							
	⑩a⑩b 【62 条 20】				⑩a⑩b 引用元:P53			
	原子炉補機代替冷却水系は,原			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設 (個別)			
	子炉補機代替冷却水系熱交換器			(サポート系故障時に使用する	7.3.1 系統構成			
	ユニットを原子炉補機冷却水系			原子炉補機代替冷却水系の具体				
	に接続し、大容量送水ポンプ(タ			的な設計方針について記載)				
	イプI)により非常用取水設備で							
	ある貯留堰, 取水口, 取水路及び							
	海水ポンプ室を通じて海水を取							
	水し,原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニットに海水を送水す							
	ることで, 残留熱除去系熱交換器							
	で発生した熱を最終的な熱の逃							
	がし場である海へ輸送できる設							
	計とする。							
	⑪ 【62条 21】							
	医 7 医状缘 /\							
	原子炉補機代替冷却水系熱交			設備設計の明確化	同上			
	換器ユニット及び大容量送水ポ			(大容量送水ポンプの駆動源を 明確化)				
	ンプ (タイプ I ) は,空冷式のディーゼルエンジンにより駆動で			97 傩167				
	きる設計とする。							
	さる試計とする。 ① 【62 条 22】							
	(b) [62 亲 22]							
	大容量送水ポンプ(タイプI)			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備			
	のポンプ駆動用燃料は、大容量送			(大容量送水ポンプ車の燃料貯	1. 補機駆動用燃料設備			
	水ポンプ(タイプ I)(燃料タン			蔵設備の明確化、機器名称は工認	** HII DAOPENA DA MATTIBA VIII			
	ク) に貯蔵する。			要目表名称とした)				
	原子炉補機代替冷却水系熱交			A LACTING O'C)				
	換器ユニットのポンプ駆動用燃							
	料は,原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニット(燃料タンク)に							
	貯蔵する。							
	⊼1/円 7 °√ 0			1				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクは,大容量送水ポンプ(タイ							
	プ I ) 及び原子炉補機代替冷却水							
	系熱交換器ユニットの燃料を貯							
	蔵できる設計とする。							
	大容量送水ポンプ (タイプ I)							
	及び原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニットの燃料は,燃料補							
	給設備である非常用ディーゼル							
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス							
	プレイ系ディーゼル発電設備軽							
	油タンク又はガスタービン発電							
	設備軽油タンクよりタンクロー							
	リを用いて補給できる設計とす							
	る。							
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクからタンクローリへの軽油							
	の補給は、ホースを用いる設計と							
	する。							
	⑨b 【62条23】							
					⑨b 引用元:P52			
	原子炉補機代替冷却水系に使			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)			
	用するホースの敷設は、ホース延			(ホース延長回収車の機能及び	7.3.1 系統構成			
	長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載)				
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施							
	設のうち「4.2 燃料プール代替							
	注水系」の設備を原子炉冷却系統							
	施設のうち「7.3 原子炉補機代							
	替冷却水系」の設備として兼用)							
	により行う設計とする。							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	①【62条24】 非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は, 想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部 を流路として使用することから,			同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針	
	流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (Da(Da)Db 【62条25】				⑩a⑩b 引用元:P53	
	残留熱除去系(低圧注水モード)の流路として,設計基準対象 施設である原子炉圧力容器,炉心 支持構造物及び原子炉圧力容器 内部構造物を重大事故等対処設			設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.9.1 系統構成	
	備として使用できる設計とする。 <b>®d</b> 【62条 26】				<b>®d</b> 引用元: P14	
	全交流動力電源喪失又は原子	(c-1-2-4) 常設代替交流電源設備による低圧炉心スプレイ系の 復旧 全交流動力電源喪失又は原子	(d) 常設代替交流電源設備によ る低圧炉心スプレイ系の復旧 全交流動力電源喪失又は原子	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)	
	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却 海水系を含む。)機能喪失による サポート系の故障により,低圧炉 心スプレイ系が起動できない場 合の重大事故等対処設備として,	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却 海水系を含む。)機能喪失による サポート系の故障により,低圧炉 心スプレイ系が起動できない場 合の重大事故等対処設備として,	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却 海水系を含む。)機能喪失による サポート系の故障により,低圧炉 心スプレイ系が起動できない場 合の重大事故等対処設備として,	いによる差異あり	5. 3. 1 系統構成	
	常設代替交流電源設備を使用し、 低圧炉心スプレイ系を復旧できる設計とする。低圧炉心スプレイ 系は、常設代替交流電源設備から	常設代替交流電源設備を使用し、 低圧炉心スプレイ系を復旧する。 低圧炉心スプレイ系は、常設代 替交流電源設備からの給電によ	常設代替交流電源設備を使用し, 低圧炉心スプレイ系を復旧する。 低圧炉心スプレイ系は,常設代 替交流電源設備からの給電によ			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後) の給電により機能を復旧し,低圧	本文り機能を復旧し、低圧炉心スプレ	添付書類八 り機能を復旧し, 低圧炉心スプレ	及び基本設計方針との対比	
	炉心スプレイ系ポンプによりサ	イ系ポンプによりサプレッショ	イ系ポンプによりサプレッショ		
	プレッションチェンバのプール	ンチェンバのプール水を原子炉	ンチェンバのプール水を原子炉		
	水を原子炉圧力容器へスプレイ	<u>ンクェングのクールボを添りが</u>   圧力容器へスプレイすることで	圧力容器へスプレイすることで		
	することで炉心を冷却できる設	<u> </u>	「		
	計とする。本系統に使用する冷却	本系統に使用する冷却水は、原	本系統に使用する冷却水は、原		
	水は、原子炉補機冷却水系(原子	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	炉補機冷却海水系を含む。) 又は	却海水系を含む。)又は原子炉補	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	原子炉補機代替冷却水系から供	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	給できる設計とする。	設計とする。	設計とする。		
	5b 【62条27】	(5)b	① (⑤b 重複)		
	(02 ) 21 ]		V (⊕0 ± (z)		
			主要な設備は、以下のとおりと		
			する。		
			- パープログロット		
			代替電源設備)		
			·原子炉補機代替冷却水系(5.10		
			最終ヒートシンクへ熱を輸送		
			するための設備)		
			2		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		その他,設計基準対象施設であ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す		る原子炉圧力容器を重大事故等	いによる差異あり	7.1.1 系統構成
	るための設備として、想定される		対処設備として使用し, <b>8</b> e 設計	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	重大事故等時において、設計基準		基準事故対処設備である低圧炉		
	事故対処設備である原子炉補機				
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系		却水系(原子炉補機冷却海水系を		
	を含む。)が使用できる場合は,		含む。) を重大事故等対処設備(設		
	重大事故等対処設備(設計基準拡		計基準拡張)として使用する。(1)		
	張)として使用できる設計とす		b		
	る。				
	⑪b 【62 条 28】				
	非常用取水設備の貯留堰, 取水			同趣旨の記載であるが, 表現の違	非常用取水設備
	口, 取水路及び海水ポンプ室は,			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				針
	て,設計基準事故対処設備の一部				
	を流路として使用することから,				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	要求事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。					
	⑩a⑩b【62条29】 原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し,大容量送水ポンプ(タイプI)により非常用取水設備である貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室を通じて海水を取水し,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで,残留熱除去系熱交換器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。 ①【62条30】			設備設計の明確化 (サポート系故障時に使用する 原子炉補機代替冷却水系の具体 的な設計方針について記載)	⑩a⑩b 引用元: P53 原子炉冷却系統施設(個別) 7.3.1 系統構成	
	原子炉補機代替冷却水系熱交 換器ユニット及び大容量送水ポ ンプ (タイプ I) は,空冷式のディーゼルエンジンにより駆動で きる設計とする。 ① 【62条31】			設備設計の明確化 (大容量送水ポンプの駆動源を 明確化)	同上	
	大容量送水ポンプ (タイプ I) のポンプ駆動用燃料は,大容量送水ポンプ (タイプ I) (燃料タンク) に貯蔵する。原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ駆動用燃料は,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク) に貯蔵する。			設備設計の明確化 (大容量送水ポンプ車での燃料 貯蔵先の明確化,機器名称は工認 要目表名称とした)	補機駆動用燃料設備  1. 補機駆動用燃料設備	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクは,大容量送水ポンプ(タイ				
	プ I ) 及び原子炉補機代替冷却水				
	系熱交換器ユニットの燃料を貯				
	蔵できる設計とする。				
	大容量送水ポンプ(タイプI)				
	及び原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットの燃料は,燃料補				
	給設備である非常用ディーゼル				
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス				
	プレイ系ディーゼル発電設備軽				
	油タンク又はガスタービン発電				
	設備軽油タンクよりタンクロー				
	リを用いて補給できる設計とす				
	る。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの軽油				
	の補給は、ホースを用いる設計とする。				
	9 5。 9b 【62 条 32】				
	[62 来 32]				⑨b 引用元:P52
					@n 11/11/11 1197
	原子炉補機代替冷却水系に使			設備設計の明確化	   原子炉冷却系統施設(個別)
	用するホースの敷設は、ホース延			(ホース延長回収車の機能及び	7.3.1 系統構成
	長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載。)	7. 0. 1 /\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施			して シンボバリしい コマ・ C 品取。)	
	設のうち「4.2 燃料プール代替				
	注水系」の設備を原子炉冷却系統				
	施設のうち「7.3 原子炉補機代				
	を を を を を を を を を を を を を を				
	により行う設計とする。				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	① 【62条33】 非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部			同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針		
	を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。 (1)a(1)b 【62条34】				⑩a⑩b 引用元:P53		
	低圧炉心スプレイ系の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用			設備設計の明確化 (流路として使用する原子炉圧 力容器内部の構造物を明記)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.3.1 系統構成		
	できる設計とする。 <b>8</b> e 【62条35】				⑧e 引用元:P18		
		(c-1-3) 溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合に用いる設備(c-1-3-1) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残留溶融炉心の冷却	c.溶融炉心が原子炉圧力容器内 に残存する場合に用いる設備 (a) 低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による残留溶融炉 心の冷却				
	炉心の著しい損傷,溶融が発生 した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 に,溶融炉心を冷却し,原子炉格 納容器の破損を防止するための 重大事故等対処設備として,低圧 代替注水系(常設)(復水移送ポ	炉心の著しい損傷,溶融が発生 した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 に,溶融炉心を冷却し,原子炉格 納容器の破損を防止するための 重大事故等対処設備として,低圧 代替注水系(常設)(復水移送ポ	炉心の著しい損傷,溶融が発生 した場合において,原子炉圧力容 器内に溶融炉心が存在する場合 に,溶融炉心を冷却し,原子炉格 納容器の破損を防止するための 重大事故等対処設備として,低圧 代替注水系(常設)(復水移送ポ		原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による原子炉注水		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ンプ)は、復水移送ポンプにより、	ンプ)は,復水移送ポンプにより,	ンプ)を使用する。	200 - 1000000000000000000000000000000000	
	復水貯蔵タンクの水を残留熱除	復水貯蔵タンクの水を残留熱除	低圧代替注水系 (常設) (復水		
	去系等を経由して原子炉圧力容	去系等を経由して原子炉圧力容	移送ポンプ)は,復水移送ポンプ,		
	器へ注水することで原子炉圧力	器へ注水することで原子炉圧力	配管・弁類, 計測制御装置等で構		
	容器内に存在する溶融炉心を冷	容器内に存在する溶融炉心を冷	成し,復水移送ポンプにより,復		
	却できる設計とする。	却できる設計とする。 ⑥b	水貯蔵タンクの水を残留熱除去		
	<b>⑥b</b> 【62条 36】		系等を経由して原子炉圧力容器		
			へ注水することで原子炉圧力容		
			器内に存在する溶融炉心を冷却		
			できる設計とする。 �� (⑥b 重複)		
		低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		
		移送ポンプ) は, 非常用交流電源	移送ポンプ) は, 非常用交流電源		
		設備に加えて,代替所内電気設備	設備に加えて,代替所内電気設備		
		を経由した常設代替交流電源設	を経由した常設代替交流電源設		
		備又は可搬型代替交流電源設備	備又は可搬型代替交流電源設備		
		からの給電が可能な設計とする。	からの給電が可能な設計とする。		
		また,系統構成に必要な電動弁	また,系統構成に必要な電動弁		
		(直流) は,所内常設蓄電式直流	(直流) は,所内常設蓄電式直流		
		電源設備からの給電が可能な設	電源設備からの給電が可能な設		
		計とする。 1 (⑦a 重複)	計とする。��(⑦a 重複)		
		本系統の詳細については,「ホ	本系統の詳細については,「(1)		
		(3)( ii ) b . (c-1-1-1)低圧代替	a. (a) 低圧代替注水系(常設)		
		注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	(復水移送ポンプ)による発電用		
		による発電用原子炉の冷却」に記	原子炉の冷却」に記載する。③		
		載する。 3			
		(c-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		型)による残留溶融炉心の冷却	よる残留溶融炉心の冷却		
	炉心の著しい損傷,溶融が発生	炉心の著しい損傷,溶融が発生	炉心の著しい損傷,溶融が発生		原子炉冷却系統施設 (個別)
	した場合において,原子炉圧力容	した場合において,原子炉圧力容	した場合において,原子炉圧力容		5.6.3 低圧代替注水系 (可搬型)
	器内に溶融炉心が存在する場合	器内に溶融炉心が存在する場合	器内に溶融炉心が存在する場合		による原子炉注水
	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格		
	納容器の破損を防止するための	納容器の破損を防止するための	納容器の破損を防止するための		
	重大事故等対処設備として, 低圧	重大事故等対処設備として, 低圧	重大事故等対処設備として, 低圧		
	代替注水系(可搬型)は,大容量	代替注水系 (可搬型) は, 大容量	代替注水系(可搬型)を使用する。		
	送水ポンプ (タイプ I ) により,	送水ポンプ (タイプ I ) により,	低圧代替注水系(可搬型)は,		
	代替淡水源の水を残留熱除去系	代替淡水源の水を残留熱除去系	大容量送水ポンプ (タイプ I),		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

++-分气 ++-3在-4-1-1-1-1	設工認申請書	設置許可申請書	ンパル衣 設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	/#
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	等を経由して原子炉圧力容器に	等を経由して原子炉圧力容器へ	配管・ホース・弁類,計測制御装		
	注水することで原子炉圧力容器	注水することで原子炉圧力容器	置等で構成し、大容量送水ポンプ		
	内に存在する溶融炉心を冷却で	内に存在する溶融炉心を冷却で	(タイプ I) により, 代替淡水源		
	きる設計とする。	<u>きる設計とする。</u> ⑥c	の水を残留熱除去系等を経由し		
	⑥c 【62条 37】		て原子炉圧力容器へ注水するこ		
			とで原子炉圧力容器内に存在す		
			る溶融炉心を冷却できる設計と		
			する。�(⑥c 重複)		
		低圧代替注水系 (可搬型) は,	低圧代替注水系(可搬型)は,		
		代替淡水源が枯渇した場合にお	代替淡水源が枯渇した場合にお		
		いて,重大事故等の収束に必要と	いて,重大事故等の収束に必要と		
		なる水の供給設備である大容量	なる水の供給設備である大容量		
		送水ポンプ (タイプ I) により海	送水ポンプ (タイプ I) により海		
		を利用できる設計とする。 🛘 (②	を利用できる設計とする。 🗘 (②		
		d 重複)	d 重複)		
		低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は,		
		非常用交流電源設備に加えて,代	非常用交流電源設備に加えて,代		
		替所内電気設備を経由した常設	替所内電気設備を経由した常設		
		代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代		
		替交流電源設備からの給電が可	替交流電源設備からの給電が可		
		能な設計とする。 1 (⑦c 重複)	能な設計とする。 ① (⑦c 重複)		
		また、大容量送水ポンプ(タイ	また, 大容量送水ポンプ (タイ		
		プI)は、空冷式のディーゼルエ	プ I ) は、空冷式のディーゼルエ		
		ンジンにより駆動できる設計と	ンジンにより駆動できる設計と		
		する。 1 (②e 重複)	する。 <b>(</b> (②e 重複)		
			燃料は、燃料補給設備である軽		
			油タンク又はガスタービン発電		
			設備軽油タンク及びタンクロー		
			リにより補給できる設計とする。		
			①(⑨a 重複)		
		│ │ 本系統の詳細については,「ホ	本系統の詳細については,「(1)		
		(3)(ii)b.(c-1-1-3)低圧代替	a.(c) 低圧代替注水系(可搬型)		
		注水系(可搬型)による発電用原	による発電用原子炉の冷却」に記		
		子炉の冷却」に記載する。3	載する。③		
		7 // ->	V 0 0 V		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備でとして代替循環冷却系は,代替循環冷却ポンプにより,残留熱除去系を経由してに冷却である。また、本系統に使用する冷却水は,原子炉補機代替冷却水系(原子炉補機代替冷却水系を換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプ1)により冷却できる設計とする。3f⑥d【62条38】	(c-1-3-3) 代替循環冷却系による残留溶融炉心の冷却炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系①b⑥a は,代替循環冷却ポンプにより,残留熱除去系熱交換器にて冷却された,サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。⑥d	(c) 代替循環冷却系による残留溶融炉心の冷却炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として,代替循環冷却系を使用する。代替循環冷却系は,代替循環冷却系は,代替循環冷却系は,代替循環冷却がといる。 代替循環冷却系は,代替循環冷却がといる。 で構成し,代替循環冷却がといる。 で構成し,代替循環冷却がといる。 で構成し,代替循環冷却がといる。 では、サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原子炉圧力容器といる。 では、「9.3 を経由しては、「9.3 原子炉格納容器の過圧では損を防止するための設備」に記載する。 ③	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 5.7 代替循環冷却系 ③f 引用元: P50			
	代替循環冷却系は,非常用交流 電源設備に加えて,代替所内電気 設備を経由した常設代替交流電 源設備からの給電が可能な設計 とする。 ⑦d 【62条39】				同上 ⑦d 引用元: P50			
	原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備として,想定される 重大事故等時において,設計基準			同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 7.1.1 系統構成			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 要求事項との対比表

	30 30. 4. 34. 4.		の対比衣	50 m 56 LLAN ++ M6 LD D.I	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	事故対処設備である原子炉補機				
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系				
	を含む。)が使用できる場合は,				
	重大事故等対処設備(設計基準拡				
	張)として使用できる設計とす				
	る。				
	①c 【62 条 40】				⑩c 引用元: P52
	非常用取水設備の貯留堰, 取水			同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口、取水路及び海水ポンプ室は、			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				針
	て、設計基準事故対処設備の一部				
	を流路として使用することから、				
	流路に係る機能について重大事				
	故等対処設備としての設計を行 う。				
	り。 <b>⑩a⑩b</b> 【62 条 41】				⑩a⑩b 引用元:P53
	wawb [02 未 41]				wawu 列加儿 . 133
	原子炉補機代替冷却水系は,原			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉補機代替冷却水系熱交換器			(海水の取水流路を具体的に記	7.3.1 系統構成
	ユニットを原子炉補機冷却水系			載)	- 1 112,7 -
	に接続し、大容量送水ポンプ(タ				
	イプ I)により非常用取水設備で				
	ある貯留堰, 取水口, 取水路及び				
	海水ポンプ室を通じて海水を取				
	水し,原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットに海水を送水す				
	ることで,残留熱除去系熱交換器				
	で発生した熱を最終的な熱の逃				
	がし場である海へ輸送できる設				
	計とする。				0.77.00
	<b>①d</b> 【62 条 42】				⑩d 引用元: P51
	原子炉補機代替冷却水系熱交			設備設計の明確化	同上
	換器ユニット及び大容量送水ポ			(可搬型設備の駆動源を明記)	PH
	ンプ(タイプI)は、空冷式のデ			(・) 四文 土 日本 四日マン同位男月の形で、ヴリロロ)	
	ィーゼルエンジンにより駆動で				
	コーピーマンマにより側切し			<u> </u>	

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表 🗀							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	きる設計とする。							
	<b>①</b> 【62条43】							
	大容量送水ポンプ (タイプ I)			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備			
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送			(大容量送水ポンプ車での燃料	1. 補機駆動用燃料設備			
	水ポンプ (タイプ I ) (燃料タン			貯蔵先の明確化,機器名称は工認				
	ク)に貯蔵する。			要目表名称とした)				
	原子炉補機代替冷却水系熱交							
	換器ユニットのポンプ駆動用燃							
	料は,原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニット (燃料タンク) に							
	貯蔵する。							
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクは、大容量送水ポンプ(タイ							
	プ I ) 及び原子炉補機代替冷却水							
	系熱交換器ユニットの燃料を貯							
	蔵できる設計とする。							
	大容量送水ポンプ(タイプI)							
	及び原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニットの燃料は、燃料補							
	給設備である非常用ディーゼル							
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス							
	プレイ系ディーゼル発電設備軽							
	油タンク又はガスタービン発電							
	設備軽油タンクよりタンクロー							
	リを用いて補給できる設計とす							
	5.							
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクからタンクローリへの軽油							
	の補給は、ホースを用いる設計と							
	する。							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		安水争坦台	この対比表	·	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<ul><li>⑨c【62条44】</li><li>原子炉補機代替冷却水系に使</li></ul>			設備設計の明確化	⑨c 引用元: P51 原子炉冷却系統施設(個別)
	原子炉桶機代替行却水系に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3原子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用)により行う設計とする。 ① 【62条45】			設備設計の明確化 (ホース延長回収車の機能及び その兼用先について記載)	7.3.1 系統構成
	非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。  「⑩a⑩b【62条46】			同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針 ⑩a⑩b 引用元: P53
	代替循環冷却系の流路として, 残留熱除去系の配管, 弁及び残留 熱除去系ストレーナを重大事故 等対処設備として使用できる設 計とする。 その他, 設計基準対象施設であ る原子炉圧力容器, 炉心支持構造 物及び原子炉圧力容器内部構造 物を重大事故等対処設備として			設備設計の明確化 (流路として使用する原子炉圧 力容器内部の構造物を明記,機器 名称は工認要目表名称とした)	原子炉冷却系統施設(個別) 5.7 代替循環冷却系
	物を里大事故寺対処設備をして使用できる設計とする。 <b>8f8</b> g 【62条47】				<ul><li>⑧f 引用元: P51</li><li>⑧g 引用元: P52</li></ul>

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

#### 亜水車頃との対比率

	要求事項との対比表し							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	五个队II // (区/	77.2		次の基本限用力針との利用				
		(c-2) 原子炉停止中の場合に用	(2) 原子炉停止中の場合に用い					
		いる設備	る設備					
		(c-2-1) フロントライン系故障	a.フロントライン系故障時に用					
		時に用いる設備	いる設備					
		(c-2-1-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系 (常設) によ					
		設)による発電用原子炉の冷却	る発電用原子炉の冷却	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)			
	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	(系統構成等の設計方針につい	5.6.1 低圧代替注水系(常設)(征			
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却	残留熱除去系(原子炉停止時冷却	残留熱除去系(原子炉停止時冷却	て, 具体的に記載)	水移送ポンプ)による原子炉注力			
	モード)の機能が喪失した場合及	モード) の機能が喪失した場合の	モード)の機能が喪失した場合の	,				
	び発電用原子炉停止中において	重大事故等対処設備として使用	重大事故等対処設備として使用					
	全交流動力電源喪失又は原子炉	する低圧代替注水系(常設)は、	する低圧代替注水系(常設)は、					
	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	「ホ(3)(ii)b. (c-1-1-1) 低圧	「(1) a . (a) 低圧代替注水系(常					
	水系を含む。)機能喪失によるサ	代替注水系 (常設) (復水移送ポ	設)(復水移送ポンプ)による発					
	ポート系の故障により,残留熱除	ンプ)による発電用原子炉の冷	電用原子炉の冷却」と同じであ					
	去系 (原子炉停止時冷却モード)	却」と同じである。③g	る。					
	が起動できない場合の重大事故		◆(③g 重複)					
	等対処設備として,低圧代替注水							
	系(常設)(復水移送ポンプ)は,							
	復水移送ポンプにより,復水貯蔵							
	タンクの水を残留熱除去系等を							
	経由して原子炉圧力容器へ注水							
	することで炉心を冷却できる設							
	計とする。				③h 引用元: P29			
	③g③h 【62条 48】							
		(c-2-1-2) 低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系(可搬型)に					
		型)による発電用原子炉の冷却	よる発電用原子炉の冷却					
	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)			
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却	残留熱除去系(原子炉停止時冷却	残留熱除去系(原子炉停止時冷却	(系統構成等の設計方針につい	5.6.3 低圧代替注水系(可搬型			
	モード)の機能が喪失した場合及	モード)の機能が喪失した場合の	モード)の機能が喪失した場合の	て,具体的に記載)	による原子炉注水			
	び発電用原子炉停止中において	重大事故等対処設備として使用	重大事故等対処設備として使用					
	全交流動力電源喪失又は原子炉	する低圧代替注水系(可搬型)は,	する低圧代替注水系(可搬型)は,					
	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	「ホ(3)(ii)b. (c-1-1-3) 低圧	「(1) a.(c) 低圧代替注水系(可					
	水系を含む。)機能喪失によるサ	代替注水系 (可搬型) による発電	搬型)による発電用原子炉の冷					
	ポート系の故障により、残留熱除	用原子炉の冷却」と同じである。	却」と同じである。 <○ (③i 重複)					
	去系(原子炉停止時冷却モード)	3i						
	が起動できない場合の重大事故							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜半車位」の特にま

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	等対処設備として, 低圧代替注水	(c-2-2) サポート系故障時に用	b. サポート系故障時に用いる設		
	系(可搬型)は、大容量送水ポン	いる設備	備		
	プ(タイプI)により、代替淡水	(c-2-2-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系 (常設) によ		
	源の水を残留熱除去系等を経由	設) による発電用原子炉の冷却	る発電用原子炉の冷却		
	して原子炉圧力容器に注水する	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において		
	ことで炉心を冷却できる設計と	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉		
	する。	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海		
	③i③j 【62条 49】	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		③i 引用元: P28
		ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
		去系 (原子炉停止時冷却モード)	去系 (原子炉停止時冷却モード)		
		が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
		等対処設備として使用する低圧	等対処設備として使用する低圧		
		代替注水系(常設)は,「ホ(3)(ii)	代替注水系(常設)は,「(1)a.		
		b. (c-1-1-1) 低圧代替注水系	(a) 低圧代替注水系(常設)(復		
		(常設)(復水移送ポンプ)によ	水移送ポンプ) による発電用原子		
		る発電用原子炉の冷却」と同じで	炉の冷却」と同じである。		
		ある。 <mark>③h</mark>	<b>◇</b> (③h 重複)		
		(c-2-2-2) 低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		型)による発電用原子炉の冷却	よる発電用原子炉の冷却		
		発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において		
		全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉		
		補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海		
		水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		
		ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
		去系 (原子炉停止時冷却モード)	去系 (原子炉停止時冷却モード)		
		が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
		等対処設備として使用する低圧	等対処設備として使用する低圧		
		代替注水系 (可搬型) は,「ホ	代替注水系 (可搬型) は,「(1) a.		
		(3)(ii)b. (c-1-1-3) 低圧代替	(c) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		注水系 (可搬型) による発電用原	よる発電用原子炉の冷却」と同じ		
		子炉の冷却」と同じである。③j	である。 <b>①</b> (③ j 重複)		
		(c-2-2-3) 常設代替交流電源設	(c) 常設代替交流電源設備によ		
		備による残留熱除去系(原子炉停	る残留熱除去系(原子炉停止時冷		
		止時冷却モード) の復旧	却モード)の復旧		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

11-45 H W 10 Dil 6750	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#r -+v
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	設備記載の適正化	原子炉冷却系統施設(個別)
	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉	(機器名称は工認要目表名称と	4.1.2 原子炉停止時冷却モード
	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	した)	
	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		
	ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
	去系 (原子炉停止時冷却モード)	去系 (原子炉停止時冷却モード)	去系(原子炉停止時冷却モード)		
	が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
	等対処設備として,常設代替交流	等対処設備として,常設代替交流	等対処設備として,常設代替交流		
	電源設備を使用し,残留熱除去系	電源設備を使用し,残留熱除去系	電源設備を使用し, 残留熱除去系		
	(原子炉停止時冷却モード)を復	(原子炉停止時冷却モード)を復	(原子炉停止時冷却モード)を復		
	旧できる設計とする。残留熱除去	<u>旧する。</u>	旧する。		
	系(原子炉停止時冷却モード)は,	残留熱除去系(原子炉停止時冷	残留熱除去系(原子炉停止時冷		
	常設代替交流電源設備からの給	却モード)は、常設代替交流電源	却モード)は、常設代替交流電源		
	電により機能を復旧し、 <mark>原子炉</mark> 冷	設備からの給電により機能を復	設備からの給電により機能を復		
	却材を原子炉圧力容器から残留	旧し,冷却材を原子炉圧力容器か	旧し,冷却材を原子炉圧力容器か		
	熱除去系ポンプ及び残留熱除去	ら残留熱除去系ポンプ及び熱交	ら残留熱除去系ポンプ及び熱交		
	系熱交換器を経由して原子炉圧	換器を経由して原子炉圧力容器	換器を経由して原子炉圧力容器		
	力容器に戻すことにより炉心を	<u>に戻すことにより炉心を冷却で</u>	に戻すことにより炉心を冷却で		
	冷却できる設計とする。本系統に	きる設計とする。	きる設計とする。		
	使用する冷却水は,原子炉補機冷	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	却水系 (原子炉補機冷却海水系を	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	含む。)又は原子炉補機代替冷却	<u> 却海水系を含む。)又は原子炉補</u>	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	水系から供給できる設計とする。	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	⑤c 【62条 50】	<u>設計とする。</u>	設計とする。		
		(5)c	◆(⑤c 重複)		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・原子炉補機代替冷却水系(5.10		
			最終ヒートシンクへ熱を輸送		
			するための設備)		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		その他, 設計基準対象施設であ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す		る原子炉圧力容器を重大事故等	いによる差異あり	7.1.1 系統構成
	るための設備として、想定される		対処設備として使用し, 8h 設計		
	重大事故等時において,設計基準		<u>基準事故対処設備である</u> 残留熱		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		要求事項。	∶の対比表 └───	L	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	事故対処設備である原子炉補機		除去系(原子炉停止時冷却モー		
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系		ド)及び原子炉補機冷却水系(原		
	を含む。)が使用できる場合は、		子炉補機冷却海水系を含む。)を		
	重大事故等対処設備(設計基準拡		重大事故等対処設備(設計基準拡		
	張)として使用できる設計とす		<u>張)として使用</u> する。( <u>ll</u> )e		
	る。		原子炉圧力容器については,		
	⑪e 【62条 51】		「5.1 原子炉圧力容器及び一次		
			冷却材設備」に記載する。		
	非常用取水設備の貯留堰, 取水		残留熱除去系については,「5.2	同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口, 取水路及び海水ポンプ室は,		残留熱除去系」に記載する。	いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計
	想定される重大事故等時におい		低圧炉心スプレイ系については、		針
	て,設計基準事故対処設備の一部		「5.3 非常用炉心冷却系」に記載		
	を流路として使用することから,		する。		
	流路に係る機能について重大事		復水貯蔵タンク及びサプレッ		
	故等対処設備としての設計を行		ションチェンバについては, 「5.7		
	う。		重大事故等の収束に必要となる		
	<b>⑩a⑩b</b> 【62条 52】		水の供給設備」に記載する。		⑩a⑩b 引用元:P53
			原子炉補機冷却水系(原子炉補		
	原子炉補機代替冷却水系は,原		機冷却海水系を含む。) について	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉補機代替冷却水系熱交換器		は,「5.9 原子炉補機冷却系」に	(サポート系故障時に使用する	7.3.1 系統構成
	ユニットを原子炉補機冷却水系		記載する。	原子炉補機代替冷却水系の具体	
	に接続し、大容量送水ポンプ(タ		原子炉補機代替冷却水系につ	的な設計方針について記載)	
	イプ I) により非常用取水設備で		いては,「5.10 最終ヒートシンク		
	ある貯留堰, 取水口, 取水路及び		へ熱を輸送するための設備」に記		
	海水ポンプ室を通じて海水を取		載する。		
	水し,原子炉補機代替冷却水系熱		非常用交流電源設備について		
	交換器ユニットに海水を送水す		は,「10.1 非常用電源設備」に記		
	ることで,残留熱除去系熱交換器		載する。		
	で発生した熱を最終的な熱の逃	常設代替交流電源設備,可搬型	常設代替交流電源設備,可搬型		
	がし場である海へ輸送できる設	代替交流電源設備,代替所内電気	代替交流電源設備,代替所內電気		
	計とする。	設備, 所內常設蓄電式直流電源設	設備, 所内常設蓄電式直流電源設		
	⑪ 【62条53】	備及び常設代替直流電源設備に	備,常設代替直流電源設備及び燃		
		ついては,「ヌ(2)(iv) 代替電源	料補給設備については,「10.2 代		
	原子炉補機代替冷却水系熱交	設備」に記載する。 3	替電源設備」に記載する。	設備設計の明確化	同上
	換器ユニット及び大容量送水ポ		3	(大容量送水ポンプの駆動源を	
	ンプ (タイプ I ) は, 空冷式のデ			明確化)	
	ィーゼルエンジンにより駆動で				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	きる設計とする。							
	⑪ 【62条 54】							
	大容量送水ポンプ (タイプ I)			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備			
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送			(大容量送水ポンプ車での燃料	1. 補機駆動用燃料設備			
	水ポンプ (タイプ I ) (燃料タン			貯蔵先の明確化,機器名称は工認				
	ク)に貯蔵する。			要目表名称とした)				
	原子炉補機代替冷却水系熱交							
	換器ユニットのポンプ駆動用燃							
	料は,原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニット (燃料タンク) に							
	貯蔵する。							
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクは、大容量送水ポンプ(タイ							
	プ I ) 及び原子炉補機代替冷却水							
	系熱交換器ユニットの燃料を貯							
	蔵できる設計とする。							
	大容量送水ポンプ(タイプI)							
	及び原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニットの燃料は,燃料補							
	給設備である非常用ディーゼル							
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス							
	プレイ系ディーゼル発電設備軽							
	油タンク又はガスタービン発電							
	設備軽油タンクよりタンクロー							
	リを用いて補給できる設計とす							
	る。							
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクからタンクローリへの軽油							
	の補給は、ホースを用いる設計と							
	t3.							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び総付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	<ul><li>⑨b【62条55】</li><li>原子炉補機代替冷却水系に使</li></ul>			設備設計の明確化	⑨b 引用元: P52 原子炉冷却系統施設(個別)			
	用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3原子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用)により行う設計とする。 ①【62条56】			(ホース延長回収車の機能及び その兼用先について記載)	7.3.1 系統構成			
	非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 ⑩a⑩b【62条57】			同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針 ⑩a⑩b 引用元: P53			
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。			設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設(個別)4.1.2 原子炉停止時冷却モード			
	8h 【62条 58】 残留熱除去系(低圧注水モー			設備設計の明確化	⑧h 引用元: P30 原子炉冷却系統施設(個別)			
	ド), 残留熱除去系(原子炉停止			(重大事故等対処設備(設計基準	4.1.2 原子炉停止時冷却モード			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	時冷却モード)及び低圧炉心スプ			拡張)の設備について、多様性、	5.3.2 多様性,位置的分散等			
	レイ系は,設計基準事故対処設備			位置的分散等を考慮するものは	5.9.2 多様性, 位置的分散等			
	であるとともに, 重大事故等時に			なく,技術基準 54 条の適用外で				
	おいても使用するため, 重大事故			ある旨を具体化して記載)				
	等対処設備としての基本方針に							
	示す設計方針を適用する。ただ							
	し,多様性及び独立性並びに位置							
	的分散を考慮すべき対象の設計							
	基準事故対処設備はないことか							
	ら, 重大事故等対処設備の基本方							
	針のうち「5.1.2 多様性,位置							
	的分散等」に示す設計方針は適用							
	しない。				④a 引用元:P1			
	<b>④a④b</b> 【62条 59】				④b 引用元: P3			
			5.6.2.1 多様性及び独立性,位置					
			的分散					
			基本方針については,「1.1.7.1					
			多様性,位置的分散,悪影響防止					
			等」に示す。③					
	低圧代替注水系 (常設) (復水	低圧代替注水系 (常設) (復水	低圧代替注水系(常設)(復水		原子炉冷却系統施設(個別)			
	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低		5.6.4 多重性又は多様性及び独			
	圧注水モード及び原子炉停止時	圧注水モード及び原子炉停止時	圧注水モード及び原子炉停止時		立性, 位置的分散			
	冷却モード) 及び低圧炉心スプレ	冷却モード) 及び低圧炉心スプレ	冷却モード) 及び低圧炉心スプレ					
	イ系と共通要因によって同時に	<u>イ系と共通要因によって同時に</u>	イ系と共通要因によって同時に					
	機能を損なわないよう,復水移送	機能を損なわないよう,復水移送	機能を損なわないよう,復水移送					
	ポンプを代替所内電気設備を経	ポンプを代替所内電気設備を経	ポンプを代替所内電気設備を経					
	由した常設代替交流電源設備又	由した常設代替交流電源設備又	由した常設代替交流電源設備又					
	は可搬型代替交流電源設備から	は可搬型代替交流電源設備から	は可搬型代替交流電源設備から					
	の給電により駆動することで、非	の給電により駆動することで、非	の給電により駆動することで、非					
	常用所内電気設備を経由した非	常用所内電気設備を経由した非	常用所内電気設備を経由した非					
	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に					
	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン					
	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注					
	水モード及び原子炉停止時冷却	水モード及び原子炉停止時冷却	水モード及び原子炉停止時冷却					
	モード)及び低圧炉心スプレイ系	モード)及び低圧炉心スプレイ系	モード)及び低圧炉心スプレイ系					
	ポンプを用いた低圧炉心スプレ	<u>ポンプを用いた低圧炉心スプレ</u>	ポンプを用いた低圧炉心スプレ					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	イ系に対して多様性を有する設	イ系に対して多様性を有する設	イ系に対して多様性を有する設		
	計とする。	<u>計とする。</u> ④c	計とする。 �� (④c 重複)		
	④c 【62条 60】				
	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		原子炉冷却系統施設(個別)
	移送ポンプ) の電動弁は, ハンド	移送ポンプ) の電動弁 (交流) は,	移送ポンプ) の電動弁(交流) は,		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	ルを設けて手動操作を可能とす	ハンドルを設けて手動操作を可	ハンドルを設けて手動操作を可		立性, 位置的分散
	ることで,非常用交流電源設備か	能とすることで,非常用交流電源	能とすることで,非常用交流電源		
	らの給電による遠隔操作に対し	設備からの給電による遠隔操作	設備からの給電による遠隔操作		
	て多様性を有する設計とする。ま	に対して多様性を有する設計と	に対して多様性を有する設計と		
	た, 低圧代替注水系(常設)(復	<u>する。</u>	する。また,低圧代替注水系(常		
	水移送ポンプ)の電動弁(交流)	また,低圧代替注水系(常設)	設) (復水移送ポンプ) の電動弁		
	は,代替所内電気設備を経由して	(復水移送ポンプ)の電動弁(交	(交流) は, 代替所内電気設備を		
	給電する系統において,独立した	流) は, 代替所内電気設備を経由	経由して給電する系統において,		
	電路で系統構成することにより,	して給電する系統において,独立	独立した電路で系統構成するこ		
	非常用所内電気設備を経由して	した電路で系統構成することに	とにより,非常用所内電気設備を		
	給電する系統に対して独立性を	より,非常用所内電気設備を経由	経由して給電する系統に対して		
	有する設計とする。また, 電動弁	して給電する系統に対して独立	独立性を有する設計とする。ま		
	(直流) は、ハンドルを設けて手	性を有する設計とする。	た、電動弁(直流)は、ハンドル		
	動操作を可能とすることで, 所内	また,電動弁(直流)は,ハン	を設けて手動操作を可能とする		
	常設蓄電式直流電源設備からの	ドルを設けて手動操作を可能と	ことで, 所内常設蓄電式直流電源		
	給電による遠隔操作に対して多	することで,所内常設蓄電式直流	設備からの給電による遠隔操作		
	様性を有する設計とする。	電源設備からの給電による遠隔	に対して多様性を有する設計と		
	<b>4d</b> 【62条 61】	操作に対して多様性を有する設	する。�(④d 重複)		
		<u>計とする。</u> ④d			
	低圧代替注水系(常設)(復水	また,低圧代替注水系(常設)	また、低圧代替注水系(常設)		同上
	移送ポンプ)は、復水貯蔵タンク	(復水移送ポンプ)は、復水貯蔵	(復水移送ポンプ)は,復水貯蔵		
	を水源とすることで、サプレッシ	タンクを水源とすることで, サプ	タンクを水源とすることで,サプ		
	ョンチェンバを水源とする残留	レッションチェンバを水源とす	レッションチェンバを水源とす		
	熱除去系(低圧注水モード)及び	る残留熱除去系(低圧注水モー	る残留熱除去系(低圧注水モー		
	低圧炉心スプレイ系に対して異	ド) 及び低圧炉心スプレイ系に対	ド) 及び低圧炉心スプレイ系に対		
	なる水源を有する設計とする。	して異なる水源を有する設計と	して異なる水源を有する設計と		
	④e 【62条62】	<u>する。</u> ④e	する。◆(④e 重複)		
	復水移送ポンプは,原子炉建屋	   復水移送ポンプは,原子炉建屋	復水移送ポンプは, 原子炉建屋		同上
	原子炉棟内の残留熱除去系ポン	原子炉棟内の残留熱除去系ポン	原子炉棟内の残留熱除去系ポン		PU
			原 1 別 (淋ト 1 切り) (X 留 熱 除 本 ボ か く )		1

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	プ及び低圧炉心スプレイ系ポン	プ及び低圧炉心スプレイ系ポン	プ及び低圧炉心スプレイ系ポン	24-21,200	
	プと異なる区画に設置すること	プと異なる区画に設置すること	プと異なる区画に設置すること		
	で, 共通要因によって同時に機能	で, 共通要因によって同時に機能	で, 共通要因によって同時に機能		
	を損なわないよう位置的分散を	を損なわないよう位置的分散を	を損なわないよう位置的分散を		
	図る設計とする。		図る設計とする。 ��(④f 重複)		
	<b>④</b> f 【62条63】				
	復水貯蔵タンクは,屋外に設置	復水貯蔵タンクは,屋外に設置	復水貯蔵タンクは,屋外に設置		原子炉冷却系統施設 (個別)
	することで,原子炉建屋原子炉棟	することで, 原子炉建屋原子炉棟	することで,原子炉建屋原子炉棟		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	内のサプレッションチェンバと	内のサプレッションチェンバと	内のサプレッションチェンバと		立性, 位置的分散
	共通要因によって同時に機能を	共通要因によって同時に機能を	共通要因によって同時に機能を		
	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図		
	る設計とする。	<u>る設計とする。</u> 4g	る設計とする。 ① (④g 重複)		
	<b>④</b> g 【62条 64】				
	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系 (常設) (直流	低圧代替注水系 (常設) (直流		同上
	駆動低圧注水系ポンプ)は、残留	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留	駆動低圧注水系ポンプ)は、残留		
	熱除去系(低圧注水モード)及び	熱除去系 (低圧注水モード) 及び	熱除去系 (低圧注水モード) 及び		
	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因		
	によって同時に機能を損なわな	<u>によって同時に機能を損なわな</u>	によって同時に機能を損なわな		
	いよう,直流駆動低圧注水系ポン	いよう,直流駆動低圧注水系ポン	いよう,直流駆動低圧注水系ポン		
	プを常設代替直流電源設備から	プを常設代替直流電源設備から	プを常設代替直流電源設備から		
	の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非		
	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に		
	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン		
	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注		
	水モード)及び低圧炉心スプレイ	水モード)及び低圧炉心スプレイ	水モード)及び低圧炉心スプレイ		
	系ポンプを用いた低圧炉心スプ	系ポンプを用いた低圧炉心スプ	系ポンプを用いた低圧炉心スプ		
	レイ系に対して多様性を有する	レイ系に対して多様性を有する	レイ系に対して多様性を有する		
	設計とする。	<u>設計とする。</u> 4h	設計とする。 �� (④h 重複)		
	<b>4</b> h 【62条65】				
	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系(常設)(直流	低压化麸注水枣 (党凯) (克达		同上
	低圧代替注水糸(吊設)(恒流     駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁	<u>低圧代管圧水系 (吊設) (直流</u> 駆動低圧注水系ポンプ) の電動弁	低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁		In T
	(直流)は、ハンドルを設けて手	(直流)は、ハンドルを設けて手動場にも可能します。 正内	(直流)は、ハンドルを設けて手動場になるによっている。 配内		
	動操作を可能とすることで,所内	動操作を可能とすることで,所内	動操作を可能とすることで,所内		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

		要求事項。	要求事項との対比表		・別凹近山町かりが多文園内	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	常設蓄電式直流電源設備又は常	常設蓄電式直流電源設備又は常	常設蓄電式直流電源設備又は常			
	設代替直流電源設備からの給電	設代替直流電源設備からの給電	設代替直流電源設備からの給電			
	による遠隔操作に対して多様性	による遠隔操作に対して多様性	による遠隔操作に対して多様性			
	を有する設計とする。	<u>を有する設計とする。</u> ④i	を有する設計とする。 ��(④i 重			
	<b>④i</b> 【62条66】		複)			
	低圧代替注水系 (常設) (直流	また, <u>低圧代替注水系(常設)</u>	また,低圧代替注水系(常設)		原子炉冷却系統施設 (個別)	
	駆動低圧注水系ポンプ) は,復水	(直流駆動低圧注水系ポンプ)	(直流駆動低圧注水系ポンプ)		5.6.4 多重性又は多様性及び独	
	貯蔵タンクを水源とすることで,	は,復水貯蔵タンクを水源とする	は,復水貯蔵タンクを水源とする		立性, 位置的分散	
	サプレッションチェンバを水源	ことで, サプレッションチェンバ	ことで, サプレッションチェンバ			
	とする残留熱除去系(低圧注水モ	を水源とする残留熱除去系(低圧	を水源とする残留熱除去系(低圧			
	ード) 及び低圧炉心スプレイ系に	注水モード) 及び低圧炉心スプレ	注水モード) 及び低圧炉心スプレ			
	対して異なる水源を有する設計	イ系に対して異なる水源を有す	イ系に対して異なる水源を有す			
	とする。	る設計とする。	る設計とする。 ��(④j 重複)			
	④j 【62条 67】	<b>4</b> j				
	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,	直流駆動低圧注水系ポンプは,		同上	
	原子炉建屋付属棟内に設置する	原子炉建屋付属棟内に設置する	原子炉建屋付属棟内に設置する			
	ことで,原子炉建屋原子炉棟内の	ことで,原子炉建屋原子炉棟内の	ことで,原子炉建屋原子炉棟内の			
	残留熱除去系ポンプ及び低圧炉	残留熱除去系ポンプ及び低圧炉	残留熱除去系ポンプ及び低圧炉			
	心スプレイ系ポンプと共通要因	心スプレイ系ポンプと共通要因	心スプレイ系ポンプと共通要因			
	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな			
	いよう位置的分散を図る設計と	いよう位置的分散を図る設計と	いよう位置的分散を図る設計と			
	する。	<u>する。</u> 4k	する。 ① (④k 重複)			
	④k 【62条 68】					
	復水貯蔵タンクは、屋外に設置	復水貯蔵タンクは,屋外に設置	復水貯蔵タンクは,屋外に設置		同上	
	することで,原子炉建屋原子炉棟	することで,原子炉建屋原子炉棟	することで,原子炉建屋原子炉棟			
	内のサプレッションチェンバと	内のサプレッションチェンバと	内のサプレッションチェンバと			
	共通要因によって同時に機能を	共通要因によって同時に機能を	共通要因によって同時に機能を			
	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図	損なわないよう位置的分散を図			
	る設計とする。	<u>る設計とする。</u> ④1	る設計とする。 ◆(④1 重複)			
	<b>④</b> 1 【62条 69】					
			IT IT IS TO SEE A CONTROL OF			
	低圧代替注水系(可搬型)は、	低圧代替注水系(可搬型)は、	低圧代替注水系(可搬型)は、		同上	
	残留熱除去系(低圧注水モード及	残留熱除去系(低圧注水モード及				
	び原子炉停止時冷却モード),低	び原子炉停止時冷却モード),低	び原子炉停止時冷却モード), 低			

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜半車位」の特にま

		要求事項と	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	圧炉心スプレイ系及び低圧代替	圧炉心スプレイ系及び低圧代替	圧炉心スプレイ系及び低圧代替		
	注水系(常設)と共通要因によっ	注水系(常設)と共通要因によっ	注水系(常設)と共通要因によっ		
	て同時に機能を損なわないよう,	て同時に機能を損なわないよう,	て同時に機能を損なわないよう,		
	大容量送水ポンプ (タイプ I ) を	大容量送水ポンプ (タイプ I ) を	大容量送水ポンプ (タイプ I ) を		
	空冷式のディーゼルエンジンに	空冷式のディーゼルエンジンに	空冷式のディーゼルエンジンに		
	より駆動することで, 電動機駆動	より駆動することで, 電動機駆動	より駆動することで, 電動機駆動		
	ポンプにより構成される残留熱	ポンプにより構成される残留熱	ポンプにより構成される残留熱		
	除去系(低圧注水モード及び原子	除去系(低圧注水モード及び原子	除去系(低圧注水モード及び原子		
	炉停止時冷却モード), 低圧炉心	炉停止時冷却モード),低圧炉心	炉停止時冷却モード), 低圧炉心		
	スプレイ系及び低圧代替注水系	スプレイ系及び低圧代替注水系	スプレイ系及び低圧代替注水系		
	(常設)に対して多様性を有する	(常設)に対して多様性を有する	(常設)に対して多様性を有する		
	設計とする。	<u>設計とする。</u> 4m	設計とする。 ① (④m 重複)		
	<b>④m</b> 【62条 70】				
	低圧代替注水系 (可搬型) の電	低圧代替注水系 (可搬型) の電	低圧代替注水系 (可搬型) の電		原子炉冷却系統施設(個別)
	動弁は、ハンドルを設けて手動操	動弁は、ハンドルを設けて手動操	動弁は、ハンドルを設けて手動操		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	作を可能とすることで,非常用交	作を可能とすることで,非常用交	作を可能とすることで,非常用交		立性, 位置的分散
	流電源設備からの給電による遠	流電源設備からの給電による遠	流電源設備からの給電による遠		
	隔操作に対して多様性を有する	隔操作に対して多様性を有する	隔操作に対して多様性を有する		
	設計とする。	<u>設計とする。</u> 4n	設計とする。 <b>①</b> (④n <u>重複)</u>		
	<b>④</b> n 【62条71】				
	また, 低圧代替注水系(可搬型)	また, 低圧代替注水系(可搬型)	また, 低圧代替注水系(可搬型)		同上
	の電動弁は,代替所内電気設備を	の電動弁は,代替所内電気設備を	の電動弁は,代替所内電気設備を		
	経由して給電する系統において,	経由して給電する系統において,	経由して給電する系統において,		
	独立した電路で系統構成するこ	独立した電路で系統構成するこ	独立した電路で系統構成するこ		
	とにより,非常用所内電気設備を	とにより,非常用所内電気設備を	とにより,非常用所内電気設備を		
	経由して給電する系統に対して	経由して給電する系統に対して	経由して給電する系統に対して		
	独立性を有する設計とする。	独立性を有する設計とする。 <a>④</a> o	独立性を有する設計とする。①		
	<b>④</b> o 【62条 72】		(④o 重複)		
	低圧代替注水系(可搬型)は,	また, 低圧代替注水系(可搬型)	また, 低圧代替注水系(可搬型)		同上
	代替淡水源を水源とすることで、	は,代替淡水源を水源とすること	は,代替淡水源を水源とすること		
	サプレッションチェンバを水源	で, サプレッションチェンバを水	で, サプレッションチェンバを水		
	とする残留熱除去系(低圧注水モ	源とする残留熱除去系(低圧注水	源とする残留熱除去系(低圧注水		
	ード) 及び低圧炉心スプレイ系並	モード) 及び低圧炉心スプレイ系	モード) 及び低圧炉心スプレイ系		
	びに復水貯蔵タンクを水源とす	並びに復水貯蔵タンクを水源と	並びに復水貯蔵タンクを水源と		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		安水争坦。	との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	る低圧代替注水系 (常設) に対し	する低圧代替注水系(常設)に対	する低圧代替注水系(常設)に対		
	て異なる水源を有する設計とす	して異なる水源を有する設計と	して異なる水源を有する設計と		
	<b> </b> る。	する。	する。 ① (④p 重複)		
	④p 【62条 73】	<u>4</u> p			
	大容量送水ポンプ (タイプ I)	大容量送水ポンプ (タイプ I )	大容量送水ポンプ (タイプ I)		原子炉冷却系統施設(個別)
	は,原子炉建屋から離れた屋外に	は,原子炉建屋から離れた屋外に	は,原子炉建屋から離れた屋外に		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	分散して保管することで,原子炉	分散して保管することで,原子炉	分散して保管することで,原子炉		立性, 位置的分散
	建屋原子炉棟内の残留熱除去系	建屋原子炉棟内の残留熱除去系	建屋原子炉棟内の残留熱除去系		
	ポンプ, 低圧炉心スプレイ系ポン	ポンプ, 低圧炉心スプレイ系ポン	ポンプ, 低圧炉心スプレイ系ポン		
	プ及び復水移送ポンプ並びに原	プ及び復水移送ポンプ並びに原	プ及び復水移送ポンプ並びに原		
	子炉建屋付属棟内の直流駆動低	子炉建屋付属棟内の直流駆動低	子炉建屋付属棟内の直流駆動低		
	圧注水系ポンプと共通要因によ	圧注水系ポンプと共通要因によ	圧注水系ポンプと共通要因によ		
	って同時に機能を損なわないよ	<u>って同時に機能を損なわないよ</u>	って同時に機能を損なわないよ		
	う位置的分散を図る設計とする。	う位置的分散を図る設計とする。	う位置的分散を図る設計とする。		
	<b>4q</b> 【62条74】	<b>4</b> q	◆(④q 重複)		
	大容量送水ポンプ(タイプ I)	大容量送水ポンプ(タイプ I)	大容量送水ポンプ(タイプ I)		同上
	の接続口は、共通要因によって接	の接続口は、共通要因によって接	の接続口は、共通要因によって接		
	続できなくなることを防止する	続できなくなることを防止する	続できなくなることを防止する		
	ため,位置的分散を図った複数箇	ため、位置的分散を図った複数箇	ため,位置的分散を図った複数箇		
	所に設置する設計とする。	<u>所に設置する設計とする。</u> ④r	所に設置する設計とする。 ◆(④		
	<b>4</b> r 【62条 75】		r 重複)		
	MENTER LEAST (MENTER) (IF L				
	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水		同上
	移送ポンプ) 及び低圧代替注水系 (可搬型) は、残留熱除去系及び	移送ポンプ) 及び低圧代替注水系 (可搬型) は, 残留熱除去系及び	移送ポンプ) 及び低圧代替注水系 (可搬型) は, 残留熱除去系及び		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		,		
	低圧炉心スプレイ系と共通要因 によって同時に機能を損なわな	低圧炉心スプレイ系と共通要因 によって同時に機能を損なわな	低圧炉心スプレイ系と共通要因 によって同時に機能を損なわな		
	いよう、水源から残留熱除去系配	いよう,水源から残留熱除去系配	いよう、水源から残留熱除去系配		
	管との合流点までの系統につい	でより、小塚から交面系除云示配 管との合流点までの系統につい	管との合流点までの系統につい		
	て,残留熱除去系に対して独立性	て,残留熱除去系に対して独立性	て,残留熱除去系に対して独立性		
	を有する設計とする。	を有する設計とする。④s	を有する設計とする。 ① (④s 重		
	を有りる畝前とりる。 4s 【62条76】	<u>でヨッの取用にりる。(金)</u> 8	を有りな試計とりる。 ジ (金)s 里 複)		
	<b>3</b> [02 未 10]		IX/		
	1	l .	l		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

の対比素 <u></u>

		要求事項。	[との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)は、残留 熱除去系及び低圧炉心スプレイ 系と共通要因によって同時に機 能を損なわないよう,流路を独立 することで独立性を有する設計 とする。 ①t【62条77】	低圧代替注水系 (常設) (直流 駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留 熱除去系及び低圧炉心スプレイ 系と共通要因によって同時に機 能を損なわないよう, 流路を独立 することで独立性を有する設計 とする。 4t	低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)は、残留 熱除去系及び低圧炉心スプレイ 系と共通要因によって同時に機 能を損なわないよう、流路を独立 することで独立性を有する設計 とする。 ①(④t 重複)		原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって,低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)は,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。 ① 1 【62条78】	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって,低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。 4u電源設備の多様性及び独立性,位置的分散については「ヌ(2)(iv)代替電源設備」に記載する。 3	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって,低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)は,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。①(④u重複)電源設備の多様性及び独立性,位置的分散については「10.2代替電源設備」に記載する。③  5.6.2.2 悪影響防止基本方針については、「1.1.7.1		同上	
			多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は,通常時は弁により他の系統と隔離し,重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで,他の設備に悪影響を及ぼさな			

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表 - 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 苯 华 规则 • 牌 代	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7/H · /5
			い設計とする。		
			低圧代替注水系 (可搬型) は,		
			通常時は大容量送水ポンプ(タイ		
			プ I )を接続先の系統と分離して		
			保管し,重大事故等時に接続,弁		
			操作等により重大事故等対処設		
			備としての系統構成とすること		
			で,他の設備に悪影響を及ぼさな		
			い設計とする。		
			大容量送水ポンプ (タイプ I)		
			は,輪留めによる固定等をするこ		
			とで,他の設備に悪影響を及ぼさ		
			ない設計とする。		
			大容量送水ポンプ (タイプ I)		
			は,飛散物となって他の設備に悪		
			影響を及ぼさない設計とする。		
			6		
			5.6.2.3 容量等		
			基本方針については,「1.1.7.2		
			容量等」に示す。		
			低圧代替注水系 (常設) (復水		
			移送ポンプ) の復水移送ポンプ		
			は, 設計基準対象施設の補給水系		
			と兼用しており,設計基準対象施		
			設としての復水移送ポンプ2台		
			におけるポンプ流量が, 想定され		
			る重大事故等時において, 炉心の		
			著しい損傷及び原子炉格納容器		
			の破損を防止するために必要な		
			注水流量に対して十分であるた		
			め, 設計基準対象施設と同仕様で		
			設計する。		
			低圧代替注水系 (常設) (直流		
			駆動低圧注水系ポンプ) の直流駆		
			動低圧注水系ポンプは, 想定され		
			る重大事故等時において, 炉心の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表								
技術基準規則 · 解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	金本版刊为到(仅)	<b>本</b> 人	著しい損傷を防止するために必	及び基本版刊分割でやれた				
			要な注水流量に対して、十分な容					
			量を有する設計とする。					
			低圧代替注水系(可搬型)の大					
			容量送水ポンプ(タイプ I)は、					
			想定される重大事故等時におい					
			て、炉心の著しい損傷及び原子炉					
			格納容器の破損を防止するため					
			に必要な注水流量を有するもの					
			を1セット1台使用する。また、					
			原子炉補機代替冷却水系との同					
			時使用時には更に1セット1台					
			使用する。保有数は2セット4台					
			に加えて,故障時及び保守点検に					
			よる待機除外時のバックアップ					
			用として1台の合計5台を保管					
			する。					
			また、大容量送水ポンプ(タイ					
			プI)は、想定される重大事故等					
			時において、低圧代替注水系(可					
			搬型),原子炉格納容器代替スプ					
			レイ冷却系(可搬型),原子炉格					
			納容器下部注水系 (可搬型), 原					
			子炉格納容器フィルタベント系					
			フィルタ装置への補給及び復水					
			貯蔵タンクへの補給との同時使					
			用を考慮して,各系統の必要な流					
			量を同時に確保できる容量を有					
			する設計とする。さらに、燃料プ					
			ール代替注水系 (常設配管), 燃					
			料プール代替注水系 (可搬型),					
			燃料プールスプレイ系(常設配					
			管) 又は燃料プールスプレイ系					
			(可搬型)のいずれか1系統の使					
			用を考慮して,各系統の必要な流					
			量を同時に確保できる容量を有					
			する設計とする。					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

次田本田別の・神水 基本教計方針(後) 本文 (利用な事件等 まわかけでは、「1.1.7.3 環境条件等)に示す。 ・ 版正と特性条系(常設)(像大 特別ポンプ)の資本等別ポンプ (カー ア 中 大 明 田 で ) は、原で変量原 了 伊 ( 下 市 ) は、原で変量原 了 伊 ( 下 市 ) は、原で変量原 了 伊 ( 下 市 ) は 1 の で 要量原 了 伊 ( 下 市 ) は 1 の で 要量原 了 伊 ( 下 市 ) と で まわった。 ( 下 市 ) で ま で ままままままままままままままままままままままままままままま			安水争垻	との対比表	<u>-</u>	
● 5.6.2.4 環接条件等	技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)			設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
5.6.2.4 環境条件等						
版工作智能大条(電影)(荷水 移造ボンブ) の復本移造ボンブ は、原子神程回角に設置 し、想定される重大事故等所にお ける環境を作き考慮した認計と する。 後水移造ボンの場合は、速定 される重大事故等所において、中 表制的で可能が認計とする。 低工作物性水系 移造ボンツの系破構成と要求な かの操作は、型を設して要求な 等明において、中央制制を又は改 重場所で和か設計とする。 また。低工代を防水系 (開設) (復本移造ボンブ)は、済水だけ でなく構みも使型ポンプ)は、済水だけ でなく構みも使型ポンプ)は、済水だけ でなく構みを使型期間とするこ とで、海側の影響を考慮する。 低工作器性水系 (第2) (直高 郷動低性法水系ボンプの直高原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブの成功を持ち を対した設計とある。 工作器性本系 (第2)				*		
版工作智能大条(電影)(荷水 移造ボンブ) の復本移造ボンブ は、原子神程回角に設置 し、想定される重大事故等所にお ける環境を作き考慮した認計と する。 後水移造ボンの場合は、速定 される重大事故等所において、中 表制的で可能が認計とする。 低工作物性水系 移造ボンツの系破構成と要求な かの操作は、型を設して要求な 等明において、中央制制を又は改 重場所で和か設計とする。 また。低工代を防水系 (開設) (復本移造ボンブ)は、済水だけ でなく構みも使型ポンプ)は、済水だけ でなく構みも使型ポンプ)は、済水だけ でなく構みを使型期間とするこ とで、海側の影響を考慮する。 低工作器性水系 (第2) (直高 郷動低性法水系ボンプの直高原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブのの直流原 繁紅正本水系ボンブの成功を持ち を対した設計とある。 工作器性本系 (第2)				5 6 2 4 環境冬件等		
環境条件等」に示す。 低圧代替理水系(常設)(後水 移送水ンプ)は、原子砂塩原不が機体に設置 し、起定される医大事故等時における環境条件を考慮した設計と する。 後木移送水ンプの操作は、起定される直太事故等時において、中 央側調室で可能な設計とする。 低圧代管理水系(常設)(後水 移送水ンプ)の操作は、起定される直大事故 等時において、中央制御室はは設 電場所で可能な設計とする。 また、低圧代替注水系(常設) (後木移歩水)は、液水だけ でなく落水も使用できる設計と する。なお、可能な限りが表と便用できる設計と する。なお、可能な限りが表と便用できる設計と する。なお、可能な限りが表と便用できないと ・ 一、液・水の必要を考慮する。 低圧代替注水系水ンプ)の直端取 郵低圧性水系水ンプ)の直端取 郵低圧性水系水ンプ)の直端取 郵低圧性水系水ンプ)の直端取 郵低圧性水系水ンプ)の直端取 郵低圧性水系水ンプ)の直端取 郵低圧性水系水ンプの直端取 郵低圧性水系水ンプの直端取 郵低圧性水系水ンプ)の直端取 郵低圧性水系水ンプの直端取 季度に対する。 低圧代特性水系、一、での 電大事故中時における原理条件 を考慮した影片をある。						
仮正代野社水系 (常設) (後水 移送ボンブ) の復水移送ボンブ (次 原子伊建原子 神神)に設置 し、既定される成火季故事時における環境条件を考慮した設計とする。 復水移送ボンブの機性は、配定される成火季故事時において、中央制御電で可能な設計とする。 仮正代党社水系 (常設) (後水 移送ボンブ)の系被構成に必要な 寿の操作は、那定される成火季故 響時において、中央制御本気は設 響場所で可能な設計とする。 また、低圧代替北水系 (常設) (復水移送ボンブ)は、源水だけでなく海水も使用できる設計とする。 また、低圧代替北水系 (常設) (復水移送ボンブ)は、源水がけでなく海水も使用できる設計とする。 なが、低圧の影響を考慮する。 低圧低速度水系 (常設) (成本 海水系) (元 海水 市 大 市 大 市 大 市 大 市 大 市 大 市 大 市 大 市 大 市				· ·		
参送ボンブ の夜水参送ボンブ に 原子が埋国原子が増加に設面 し、想定される重大事故等中には ける原始条件を考慮した設計と する。 復水参送ボンブの特性は、期定 される重大事故等中において、中 失制確定で可能な設計とする。 低圧代替法水系 (常設) (後水 参送ボンブの機能は、想定される重大事故 等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。 また、修正代替法外系 (常設) (後水参送ボンブ )は、淡水だけでなく海水 1 使用できる設計と する。 なまた、修正代替法外系 (常設) (後水が上げでなく海水 1 使用できる設計と する。 なまた、修正代替法外系 (常設) (底液 塚地大郎 1 に、海水海水を短期 1 とする。 とで、液偏・の影響をう意する。 低圧代数は形式が大き (常設) (底液 駅助低圧洗水系が ブ)の直径駅 助低圧洗水系が ブ)の直径駅 助低圧洗水系が ブ)の直径駅 助低圧洗水 2 に入 1 に 原子形理 原付属体外に設置し、想定される 重大事政 水源 1 に 2 に 2 に 2 に 2 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3						
は、原子卵建屋原子卵機内に設置 し、想送される単大部分等性における環境を有機と取け、制定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。 他近代特殊未集(常設)(復水移送ホンプ)の系酸株成に必要な赤の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御重又は設置場所で可能を設計とする。 また、底に特殊未来(常設)(復水移送ポンプ)は、淡水だけでなく海水も使用さる設計とする。 また、成に特殊・水・一、中、一、淡水だけでなく海水・を即できる設計とする。 は、海水・通水・西水・一、水・水でけでなく海水・を開かまる。 し、海水・通水・一、水・水では、水・水では、水・水では、水・水では、水・水では、水・水では、水・水では、水・水で、水・水で						
し、犯定される重大率枚等時における療 が発作なる態した設計とする。 復本移送ポンプの操作は、想定される重大率枚等時において、中 共制御室で可能な設計とする。 低圧代替法水系(常設)(復水 移送ポンプ)は、砂水では 電場で可能な設計とする。 また、低圧代替法水系(常設) (復水移送ポンプ)は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。 また、低圧代替法水子(常設) (復水移送ポンプ)は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。 また、低圧代替法水子(常設) (電水移送ポンプ)は、淡水だけでなく海水を関節とする。 をし、海水源水を関節とする。 低圧代替本水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプの。直流駆動低圧注水系ポンプは、原子呼離風付減(時に設)直、規定される 重大率枚挙における環境等に対ける環境等 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの場						
ける環境条件を考慮した設計とする。 復木移送ポンプの操作は、規定 きれる重大車称等呼において、中 央制領で可能と設計とする。 低圧代替住水系(常設)(復水 移送ポンプ)の表別標底に必要な 寿の機作は、想定される医大事故 等時において、中央制御室又は設 置場所で可能な設計とする。 また、低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)は、淡水だけ でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水温水を短期向とするこ とで、海が温水を短期向とするこ とで、海が温水をが到り、(直流 駆動低圧注水系ポンプは、原子が珪 屋付属棟がに設置し、規定される 取大事故を時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの成 減率を対した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、超定される 取大事なが時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、超定される 直流下本故を時時においる 通常を対した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、数定される 直流下本故を時時においる 通常を対した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、数定される重な数等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。				,		
する。						
復水移送ポンプの機作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統構成に必要な 非の操作は、想定される重大事故 等時において、中央制御室又は設 極場所で可能な設計とする。 また、低圧代修禁止系、常設) (復水移送ポンプ)は、淡水だけ でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水通水を短期間とすることで、設備で動きが多り減れる。 低圧代替され系、常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプは、原子吟速 歴付版構ゆれる、常設)(直流 取動低圧注水系ポンプは、原子吟速 歴付版構ゆれる設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、想定される 東大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流取り地に対しまる。 近に大きなれる 東大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、想定される東大事故等時において、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流						
される重大事故等時において、中 失制御家で可能な設計とする。 低圧代替注水素 (常設) (復水 移送ボンブ)の系統構成に必要な 弁の操作は、想定される重大事故 等時において、中央制御室又は設 匿場所で可能な設計とする。 また、低圧代替注水系 (常設) (後水移送ボンブ)は、淡水だけ でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水油水を規則とすることで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系 (常設) の低圧性水素ボング)の直流駆 動低圧注水系ボング)の直流駆 動低圧注水系ボング)の直流駆 動低圧注水系ボンブの直流駆 動低圧注水系ボンブの直流駆 動性に注水系ボンブの直流駆 動性に注水系ボンブの適流取 動性に注水系ボンブの適流取 動性に注水系ボンブの適流取 動性に注水系ボンブの適流取 動性に注水系ボンブの適流取 動性に注水系ボンブの適流取 動性に対する環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ボンブの機 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御窓で可能な設計とする。 低圧代替注水系 (常設) (直流						
央制御家で可能な設計とする。 低圧代替注水系(常設)(復水 移送ホンプの系統構成に必要な 第一級性は、想定される重大事故 等時において、中央制御室又は設 置場所で可能な設計とする。 また、低圧代替注水系(常設) (復水移送ボンプ)は、液水だけ でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水通水を緩増助とすることで、、適価への影響を考慮する。 低圧代替注水系が之プは、原子炉建 原代性性性水系が、プロ、直流駆 動低圧注水系が、ンプは、原子炉建 原代機内に取扱し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流動動低圧注水系が、ンプの機 作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。 直流動動低圧注水系が、ンプの機						
低圧代替注水系(常設)(復水 移送ポンプ)の系統構成に必要な 非の操作は、想定される重大事故 等時において、中央制御室又は設 厳場所で可能な設計とする。 また、低圧代替注水系(常設) (宿水移送ボンプ)は、液水だけ でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能に限り液水を優 先し、海水洒水を短期間とするこ とで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)、原子炉建 量付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの。原子炉建 を付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの機 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系《常設)(直流						
移送ボンブ)の系統構成に必要な 弁の機作は、想定される重大事故 等時において、中央制御室又は設 蔵場所で可能な設計とする。 また、低圧代替注水系(常設) (後水移送ポンプ)は、淡水だけ でな、海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水画水を短期間とするこ とで、設備への影響を含め 低圧代替注水系(常設) の動態生活水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプ)の直流 駆動低圧注水系ポンプ)の が関係内に設置し、規定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流戦動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流						
等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。また、低圧代替注水系(常設) (複木移送ポンプ)は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水油水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆動低圧注水系ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される直大事故等時における環境条件を考慮とに設計とする。直流駆動低圧注水系ポンプの操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮を記される重大事故等時における環境条件を考慮を記される重大事故等時における環境条件を考慮を記される重大事故等時におけて、中央制御室で可能な設計とする。						
等時において、中央制御室又は設置場所で可能企設計とする。また、低圧代替注水系(常設) (液水移送ボンプ)は、淡水だけでな、海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ボンプ)の直流駆動低圧注水系ボンプ)の直流駆動低圧注水系ボンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ボンブの操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ボンブの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。						
選場所で可能な設計とする。 また、低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)は、淡水だけ でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水通水を短期間とするこ とで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重、事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流						
また、低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)は、淡水だけ でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水通水を短期間とするこ とで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
(復水移送ボンブ)は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ボンブ)の直流駆 動低圧注水系ボンブは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ボンブの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流						
でなく海水も使用できる設計と する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水通水を短期間とするこ とで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの壊 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
する。なお、可能な限り淡水を優 先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				(復水移送ポンプ)は,淡水だけ		
先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流						
とで、設備への影響を考慮する。 低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流						
低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の直流駆 動低圧注水系ポンプは,原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				先し,海水通水を短期間とするこ		
駅動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				とで、設備への影響を考慮する。		
動低圧注水系ポンプは、原子炉建 屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				低圧代替注水系 (常設) (直流		
屋付属棟内に設置し、想定される 重大事故等時における環境条件 を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				駆動低圧注水系ポンプ) の直流駆		
重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				動低圧注水系ポンプは,原子炉建		
を考慮した設計とする。 直流駆動低圧注水系ポンプの操 作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				屋付属棟内に設置し、想定される		
直流駆動低圧注水系ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。  低圧代替注水系(常設)(直流				重大事故等時における環境条件		
作は、想定される重大事故等時に おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				を考慮した設計とする。		
おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				直流駆動低圧注水系ポンプの操		
おいて、中央制御室で可能な設計 とする。 低圧代替注水系(常設)(直流				作は, 想定される重大事故等時に		
とする。 低圧代替注水系(常設)(直流						
低圧代替注水系(常設)(直流						
				駆動低圧注水系ポンプ) の系統構		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
			成に必要な弁のうち電動弁(直					
			流)は、中央制御室又は設置場所					
			で可能な設計とし、電動弁(交流)					
			は、交流電源に期待できないこと					
			から設置場所である原子炉建屋					
			原子炉棟内で操作が可能な設計					
			とする。					
			また, 低圧代替注水系 (常設) (直					
			流駆動低圧注水系ポンプ) は, 淡					
			水だけでなく海水も使用できる					
			設計とする。なお,可能な限り淡					
			水を優先し,海水通水を短期間と					
			することで, 設備への影響を考慮					
			する。					
			低圧代替注水系 (可搬型) の大					
			容量送水ポンプ(タイプI)は、					
			屋外に保管及び設置し、想定され					
			る重大事故等時における環境条					
			件を考慮した設計とする。					
			大容量送水ポンプ(タイプI)					
			の常設設備との接続及び操作は,					
			想定される重大事故等時におい					
			て,設置場所で可能な設計とす					
			る。					
			低圧代替注水系 (可搬型) の系					
			統構成に必要な弁の操作は, 想定					
			される重大事故等時において,中					
			央制御室若しくは離れた場所か					
			ら遠隔で操作が可能な設計又は					
			設置場所で可能な設計とする。					
			また, 低圧代替注水系 (可搬型)					
			は、淡水だけでなく海水も使用で					
			きる設計とする。なお,可能な限					
			り淡水を優先し,海水通水を短期					
			間とすることで, 設備への影響を					
			考慮する。					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		= , : : :	との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	至平以刊为到(仮)		が打音が八	及び基本政司分別との利比	
			5.6.2.5 操作性の確保		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			·		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)は、想定される重大		
			事故等時において、通常時の系統		
			構成から弁操作等により速やか		
			に切り替えられる設計とする。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)の復水移送ポンプ		
			は、中央制御室の操作スイッチに		
			より操作が可能な設計とし、系統		
			構成に必要な弁は、中央制御室又		
			は設置場所での手動操作が可能		
			な設計とする。		
			低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)は,想定		
			される重大事故等時において,通		
			常時の系統構成から弁操作等に		
			より速やかに切り替えられる設		
			計とする。		
			低圧代替注水系 (常設) (直流		
			駆動低圧注水系ポンプ) の直流駆		
			動低圧注水系ポンプは,中央制御		
			室の操作スイッチにより操作が		
			可能な設計とする。また,低圧代		
			替注水系 (常設) (直流駆動低圧		
			注水系ポンプ) の系統構成に必要		
			な弁のうち電動弁(直流)は、中		
			央制御室又は設置場所での手動		
			操作が可能な設計とし、電動弁		
			(交流) は、交流電源に期待でき		
			ないことから設置場所である原		
			子炉建屋原子炉棟内で操作が可		
			能な設計とする。		
			低圧代替注水系(可搬型)は、		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

安米事項との対比表 <u></u>							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
			想定される重大事故等時におい				
			て,通常時の系統構成から接続,				
			弁操作等により速やかに切り替				
			えられる設計とする。				
			低圧代替注水系 (可搬型) の大容				
			量送水ポンプ(タイプI)は,付				
			属の操作スイッチにより, 設置場				
			所での操作が可能な設計とし,系				
			統構成に必要な弁は,中央制御室				
			若しくは離れた場所から遠隔で				
			操作が可能な設計又は設置場所				
			での手動操作が可能な設計とす				
			る。				
			大容量送水ポンプ (タイプ I )				
			は, 車両として屋外のアクセスル				
			ートを通行してアクセス可能な				
			設計とするとともに, 設置場所に				
			て輪留めによる固定等が可能な				
			設計とする。				
			大容量送水ポンプ (タイプ I )				
			を接続する接続口については,一				
			般的に使用される工具を用いて				
			接続可能なフランジ接続により、				
			ホースを確実に接続することが				
			できる設計とする。また, ホース				
			の接続については、接続方式及び				
			接続口の口径を統一する設計と				
			する。				
			9				
			5.6.3 主要設備及び仕様				
			原子炉冷却材圧力バウンダリ				
			低圧時に発電用原子炉を冷却す				
			るための設備の主要機器仕様を				
			第 5.6-1 表に示す。②				
			5.6.4 試験検査				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	T		との対比表		
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	A/中队 II // II (区)	<b>一</b>	基本方針については,「1.1.7.4	人(金个队前分割)(少)(元	
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			低圧代替注水系 (常設) (復水		
			移送ポンプ)は、発電用原子炉の		
			運転中又は停止中に機能・性能及		
			び漏えいの有無の確認並びに弁		
			の開閉動作の確認が可能な設計		
			とする。		
			また、低圧代替注水系(常設)		
			(復水移送ポンプ)の復水移送ポ		
			ンプは,発電用原子炉の停止中に		
			分解及び外観の確認が可能な設 計とする。		
			低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)は、発電		
			用原子炉の運転中又は停止中に		
			機能・性能及び漏えいの有無の確		
			認並びに弁の開閉動作の確認が		
			可能な設計とする。		
			また、低圧代替注水系(常設)		
			(直流駆動低圧注水系ポンプ)の		
			直流駆動低圧注水系ポンプは,発		
			電用原子炉の停止中に分解及び		
			外観の確認が可能な設計とする。		
			低圧代替注水系 (可搬型) の大		
			容量送水ポンプ(タイプ I)は,		
			発電用原子炉の運転中又は停止		
			中に,独立して機能・性能及び漏		
			えいの有無の確認が可能な設計		
			とするとともに,分解又は取替え		
			が可能な設計とする。		
			また,大容量送水ポンプ(タイ		
			プI)は、車両として運転状態の		
			確認及び外観の確認が可能な設		
			計とする。		
			<b></b>		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	安水争頃との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
		[常設重大事故等対処設備]	第 5.6-1 表 原子炉冷却材圧力				
		低圧代替注水系 (常設)	バウンダリ低圧時に発電用原子				
		復水移送ポンプ	炉を冷却するための設備の主要				
		(「リ(3)(ⅱ)a. 原子炉格納容器	機器仕様				
		内の冷却等のための設備」及び	(1) 低圧代替注水系(常設)				
		「リ(3)(ii)c.原子炉格納容器	a. 復水移送ポンプ				
		下部の溶融炉心を冷却するため	兼用する設備は以下のとおり。				
		の設備」と兼用)	・原子炉格納容器内の冷却等の				
		台数 2 (予備1)	ための設備				
		容量 約100m³/h(1台当たり)	・原子炉格納容器下部の溶融炉				
		全揚程 約 85m	心を冷却するための設備				
	1	直流駆動低圧注水系ポンプ	台 数 2 (予備1)				
		台数 1	容 量 約100m³/h(1台当た				
		容量 約82m³/h	<b>り</b> )				
		全揚程 約 75m	全 揚 程 約85m				
		代替循環冷却系					
		代替循環冷却ポンプ	b. 直流駆動低圧注水系ポンプ				
		(「リ(3)(ⅱ)b. 原子炉格納容器	台 数 1				
		の過圧破損を防止するための設	容 量 約82m³/h				
		備」他と兼用)	全 揚 程 約 75m				
		残留熱除去系熱交換器					
		(「リ(3)(ⅱ)b. 原子炉格納容器	(2) 代替循環冷却系				
		の過圧破損を防止するための設	a. 代替循環冷却ポンプ				
		備」他と兼用)	第 9.3-1 表 原子炉格納容器の				
			過圧破損を防止するための設備				
		[可搬型重大事故等対処設備]	の主要機器仕様に記載する。				
		低圧代替注水系 (可搬型)					
		大容量送水ポンプ (タイプ I )	(3) 低圧代替注水系(可搬型)				
	1	(「ニ(3)(ii) 使用済燃料プール	a . 大容量送水ポンプ (タイプ I )				
	1	の冷却等のための設備」他と兼	第 4.3-1 表 使用済燃料プール				
	1	用)	の冷却等のための設備の主要機				
		原子炉補機代替冷却水系	器仕様に記載する。				
		熱交換器ユニット	◆				
		(「ホ(4)(v) 最終ヒートシンク					
	1	へ熱を輸送するための設備」他と					
	1	兼用)					
		大容量送水ポンプ (タイプ I)					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

LLANC HE NEW LET ELL MANAGER	設工認申請書	設置許可申請書	さの対比表	設置許可,技術基準規則	/Ho der
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		(「ニ(3)(ii) 使用済燃料プール			
		の冷却等のための設備」他と兼			
		用)			
		2			
		リ 原子炉格納施設の構造及び設	9. 原子炉格納施設		
		備	9.3 原子炉格納容器の過圧破損		
		(3) 非常用格納容器保護設備の	を防止するための設備		
		構造	9.3.2 設計方針		
		(ii) 重大事故等対処設備	(1) 代替循環冷却系による原子		
		b. 原子炉格納容器の過圧破損を	炉格納容器内の減圧及び除熱		
		防止するための設備	炉心の著しい損傷が発生した		
		(a) 代替循環冷却系による原子	場合に原子炉格納容器の過圧破		
		炉格納容器内の減圧及び除熱	損を防止するための重大事故等		
		炉心の著しい損傷が発生した	対処設備として, 代替循環冷却系		
		場合に原子炉格納容器の過圧破	を使用する。		
		損を防止するための重大事故等	代替循環冷却系は, 代替循環冷		
		対処設備として,代替循環冷却系	却ポンプ,残留熱除去系熱交換		
		は, 代替循環冷却ポンプによりサ	器,配管·弁類,計測制御装置等		
		プレッションチェンバのプール	で構成し,代替循環冷却ポンプに		
		水を残留熱除去系熱交換器にて	よりサプレッションチェンバの		
		冷却し,残留熱除去系等を経由し	プール水を残留熱除去系熱交換		
		て原子炉圧力容器へ注水及び原	器にて冷却し,残留熱除去系等を		
		子炉格納容器内へスプレイする	経由して原子炉圧力容器へ注水		
		ことで, 原子炉格納容器バウンダ	及び原子炉格納容器内へスプレ		
		リを維持しながら原子炉格納容	イすることで, 原子炉格納容器バ		
		器内の圧力及び温度を低下でき	ウンダリを維持しながら原子炉		
		る設計とする。 4	格納容器内の圧力及び温度を低		
			下できる設計とする。		
			原子炉圧力容器に注水された		
			水は,原子炉圧力容器又は原子炉		
			格納容器内配管の破断口等から		
		原子炉圧力容器に注水された	流出し,原子炉格納容器内へスプ		
		水は,原子炉圧力容器又は原子炉	レイされた水とともに, ベント管		
		格納容器内配管の破断口等から	を経てサプレッションチェンバ		
		流出し,原子炉格納容器内へスプ	に戻ることで循環する。 🕏		
		レイされた水とともに, ベント管	なお, 代替循環冷却系は, 原子		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		を経てサプレッションチェンバ	炉圧力容器へ注水することで,原		
		に戻ることで循環する。4	子炉圧力容器内に存在する溶融		
		なお, 代替循環冷却系は, 原子	炉心を冷却できる設計とする。		
		炉圧力容器へ注水することで,原	҈ <b>(⑥d 重複)</b>		
		子炉圧力容器内に存在する溶融	また、代替循環冷却系は、原子		
		炉心を冷却できる設計とする。	炉格納容器内へスプレイするこ		
		1 (⑥d 重複)	とで, スプレイした水がドライウ		
		また, 代替循環冷却系は, 原子	エル床面に溜まり,原子炉格納容		
		炉格納容器内へスプレイするこ	器下部開口部を経由して原子炉		
		とで,スプレイした水がドライウ	格納容器下部へ流入することで,		
		エル床面に溜まり,原子炉格納容	溶融炉心が落下するまでに原子		
		器下部開口部を経由して原子炉	炉格納容器下部にあらかじめ十		
		格納容器下部へ流入することで、	分な水位を確保するとともに,落		
		溶融炉心が落下するまでに原子	下した溶融炉心を冷却できる設		
		炉格納容器下部にあらかじめ十	計とする。⑤		
		分な水位を確保するとともに,落	代替循環冷却系は,非常用交流		
		下した溶融炉心を冷却できる設	電源設備に加えて、代替所内電気		
		計とする。 4	設備を経由した常設代替交流電		
		代替循環冷却系は,非常用交流	源設備からの給電が可能な設計		
		電源設備に加えて、代替所内電気	とする。 ① (⑦d 重複)		
		設備を経由した常設代替交流電	残留熱除去系熱交換器は,代替		
		源設備からの給電が可能な設計	循環冷却系で使用する原子炉補		
		とする。(7)d	機冷却水系(原子炉補機冷却海水		
		残留熱除去系熱交換器は,代替	系を含む。)並びに原子炉補機代		
		循環冷却系で使用する原子炉補	替冷却水系の熱交換器ユニット		
		機冷却水系(原子炉補機冷却海水	及び大容量送水ポンプ(タイプ		
		系を含む。)並びに原子炉補機代	I) により冷却できる設計とす		
		替冷却水系の熱交換器ユニット	る。①(③f 重複)		
		及び大容量送水ポンプ(タイプ	原子炉補機代替冷却水系は, 淡		
		I)により冷却できる設計とす	水ポンプ及び熱交換器を搭載し		
		る。③f	た熱交換器ユニット,大容量送水		
		原子炉補機代替冷却水系は,熱	ポンプ (タイプ I ), 配管・ホー		
		交換器ユニットを原子炉補機冷	ス・弁類、計測制御装置等で構成		
		却水系に接続し、大容量送水ポン	し, 熱交換器ユニットを原子炉補		
		プ (タイプ I) により熱交換器ユ	機冷却水系に接続し、大容量送水		
		ニットに海水を送水することで、	ポンプ (タイプ I ) により熱交換		
		残留熱除去系熱交換器で発生し	器ユニットに海水を送水するこ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦。	この対比表	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		た熱を最終的な熱の逃がし場で	とで,残留熱除去系熱交換器で発	× 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1	
		ある海へ輸送できる設計とする。	生した熱を最終的な熱の逃がし		
		(I)d	場である海へ輸送できる設計と		
		w w	った。 <b>((())</b> ( <b>() ( ( () ( () ( () ( () ()</b>		
			ッ る。 ♥ (Wd 重後) 熱交換器ユニット及び大容量		
			送水ポンプ(タイプ I)の燃料は、		
			燃料補給設備である軽油タンク		
			又はガスタービン発電設備軽油		
			<u>タンク</u> 及び <u>タンクローリ</u> により		
			<u>補給できる設計とする。</u>		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・代替循環冷却ポンプ		
			· 残留熱除去系熱交換器		
			・熱交換器ユニット		
			<ul><li>大容量送水ポンプ(タイプ I)</li></ul>		
			・サプレッションチェンバ		
			(5.7 重大事故等の収束に必要		
			となる水の供給設備)		
			·常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・代替所内電気設備(10.2 代替		
			電源設備)		
			・燃料補給設備(10.2 代替電源		
			設備)		
			2>		
			代替循環冷却系の流路として、		
			補給水系の配管及び弁,残留熱除		
			去系の配管, 弁及びストレーナ並		
			びにスプレイ管を重大事故等対		
			<ul><li>処設備として使用する。</li><li>⑧f</li></ul>		
			原子炉補機代替冷却水系の流		
			路として,原子炉補機冷却水系の		
			配管, 弁及びサージタンク並びに		
			ホースを重大事故等対処設備と		
			その他, 設計基準対象施設であ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
		1 / 2	る原子炉圧力容器及び原子炉格			
			納容器を重大事故等対処設備と			
			して使用する。8g			
			て ( ) る。 ( ) 8 で で で で で で で で で で で で で で で で で で			
			である非常用取水設備の貯留堰、			
			取水口、取水路及び海水ポンプ室			
			を重大事故等対処設備として使			
			用する。 ① (⑩b 重複)			
			また,設計基準事故対処設備で			
			ある原子炉補機冷却水系 (原子炉			
			補機冷却海水系を含む。)及び非			
			常用交流電源設備を重大事故等			
			対処設備(設計基準拡張) として			
			<u>使用</u> する。⑪c			
		ヌ その他発電用原子炉の附属施	10. その他発電用原子炉の附属			
		設の構造及び設備	施設			
		(3) その他の主要な事項	10.7 補機駆動用燃料設備(非常			
		(iv) 補機駆動用燃料設備	用発電設備及び加熱蒸気系に係			
			るものを除く。)			
			10.7.1 概要			
		重大事故等に対処するために	重大事故等に対処するために			
		使用する可搬型又は常設設備の	使用する可搬型又は常設設備の			
		動作に必要な駆動燃料を貯蔵及	動作に必要な駆動燃料を貯蔵及			
		び補給する燃料設備として軽油	び補給する燃料設備として軽油			
		タンク,ガスタービン発電設備軽	タンク,ガスタービン発電設備軽			
		油タンク及びタンクローリを設	油タンク及びタンクローリを設			
		ける。 <b>9</b> b	ける。			
		軽油タンク,ガスタービン発電	① (⑨a, ⑨b, ⑨c 重複)			
		設備軽油タンク及びタンクロー	軽油タンク,ガスタービン発電			
		リについては,「ヌ(2)(iv) 代替	設備軽油タンク及びタンクロー			
		電源設備」に記載する。 3	リについては,「10.2 代替電源設			
			備」に記載する。             			
			MHJ (CFL手X 7 つ。 🍑			
			10.8 非常用取水設備			
		( ) 北海田市」	10.8.2 重大事故等時			
		(v) 非常用取水設備	10.8.2.1 概要			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		非常用取水設備の貯留堰, 取水	非常用取水設備の貯留堰, 取水		
		口, 取水路及び海水ポンプ室は,	口,取水路及び海水ポンプ室は,		
		想定される重大事故等時におい	設計基準事故対処設備の一部を		
		て,重大事故等対処設備として使	流路として使用することから,流		
		用する。 ⑩a	路に係る機能について重大事故		
			等対処設備としての設計を行う。		
			<b>10</b> b		

様式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所 様式-6

# 各条文の設計の考え方

<ul> <li>1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方</li> <li>No. 基本設計方針で記載する事項 適合性の考え方(理由) 項−号 解釈 添付書類</li> <li>① 発電用原子炉を冷却す 技術基準の要求を受けた内容として記載している。</li></ul>	第	第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)						
No. 基本設計方針で								
① 会を電用原子炉を冷却するために必要な設備 で記載している。		基本設計方針で		項-号	解釈	添付書類		
② 備 同上 1 1 (1) a) g,i,j ③ 常設重大事故防止設備 同上 1 1 (1) b) a,d,e,g,j ④ 多様性及び独立性,位置 同上 1 1 (1) b) a,d,e,g,j ⑤ 代替電源設備による復 同上 1 1 (1) c) - ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同上 1 - a,d,e,g,j ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同上 1 - a,d,e,g,j ⑦ 非常用電源設備の機能 電水事故等時に電源設備からの給電が必要であるため記載している。 ⑤ 重大事故等の流路等 1 1 - a,d,e,g,j ⑥ 横能 重大事故等の流路に関する記載をしている。 ⑥ 植機駆動用燃料設備の機能 1 1 - a,d,e,g,j ⑥ 排機駆動用燃料設備の機能 1 1 - a,d,e,g,j ⑥ 横能 1 1 - a,d,e,g,j ⑥ 東子事故等の流路であるため記載している。 ⑥ 東子事故等の流路であるため記載している。 ⑥ 東子事故等時に原子炉冷却系統施設の投能を使用するため記載している。 ⑥ 原子炉冷却系統施設の設の機能を使用するため記載している。 ② 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 No. 項目 3 2 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1			1	_	e, f, g, h		
<ul> <li>④ 多様性及び独立性,位置的分散</li> <li>信 代替電源設備による復旧日</li> <li>信 残存溶融炉心の冷却 同上 1 - a, d, e, g, j</li> <li>ず 非常用電源設備の機能 電が必要であるため記載している。 重大事故等時に電源設備からの給電が必要であるため記載している。 重大事故等の流路に関する記載をしている。 重大事故等時に燃料の補給が必要であるため記載している。 重大事故等時に燃料の補給が必要であるため記載している。 重大事故等時に原子炉冷却系統施であるため記載している。 重大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 電大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 電大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 電大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 電大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。</li> <li>① 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方</li> <li>No. 項目 考え方</li> <li>② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 コ、定 設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないるため記載しない。 コ、定 設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないとの考え方</li> <li>No. 項目 考え方</li> <li>① 重複記載 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 コ、定 設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方</li> <li>No. 項目 考え方</li> <li>① 重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 コ、定 設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方</li> <li>※付書類</li> <li>章 複記記載</li> <li>数置許可の中で重複記載であるため記載しない。 コ、定 設置許可添入の呼び込みに関する記載のため記載しない。 コ、よ は 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 コ、よ は 設置計可の中で可込みに関する記載のため記載しない。 コ、よ は 設置計可の中で可込みに関する記載のため記載しない。 コ、よ は 設置計可の中で可込みに関する記載のため記載しない。 コ、よ は 設置計 可の中でび込みに関する記載のため記載しない。 コ、よ は 対域 対域</li></ul>	2		同 上	1	1 (1) a)			
(4) 的分散	3	常設重大事故防止設備	同 上	1	1 (1) b)	a, d, e, g, j		
⑤ 旧         同上         1 - a,d,e,g,j           ⑥ 残存溶融炉心の冷却         同上         1 - a,d,e,g,j           ⑦ 非常用電源設備の機能         重大事故等時に電源設備からの給電が必要であるため記載している。         d,f,g,j           ⑧ 重大事故等の流路等         重大事故等時に燃料の補給が必要であるため記載している。         d,f,g,j           ⑨ 補機駆動用燃料設備の機能         重大事故等時に燃料の補給が必要であるため記載している。         a,d,h           ⑩ 非常用取水設備の機能         重大事故等時に燃料の補給が必要であるため記載している。         c,i           ⑪ 原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。         重大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。         g           ② 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方         ※付書類           ① 重複記載         設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。	4		同 上	1	1 (1) c)	_		
<ul> <li>② 非常用電源設備の機能</li></ul>	(5)		同 上	1	_	a, d, e, g, j		
<ul> <li>① 非常用電源設備の機能</li> <li>電が必要であるため記載している。</li></ul>	6	残存溶融炉心の冷却	同上	1	_	a, d, e, g, j		
<ul> <li>(3) 重大事故等の流路等 している。</li></ul>	7	非常用電源設備の機能		_	_	b		
(1) 機能 であるため記載している。	8	重大事故等の流路等		_	_	d, f, g, j		
<ul> <li>① 非常用取水設備の機能 らの取水が必要であるため記載し</li></ul>	9			_	_	a, d, h		
<ul> <li>① 携子炉冷却糸統施設の機能を使用するため記載して</li></ul>	10	非常用取水設備の機能	らの取水が必要であるため記載し	_	_	c, i		
No. 項目 考え方  重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。  ② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。  ③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。  ④ 原子炉格納容器安全設 第 65, 66 条に対する内容であり,本条文では記載しない。  ③ 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方  No. 項目 考え方 添付書類  ● 重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。  ② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。  ③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。  ③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。  ④ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。  ④ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。  a, d, j	(1)		設の機能を使用するため記載して	_	_	g		
<ul> <li>① 重複記載</li> <li>② 主要設備及び仕様</li> <li>② 記載箇所の呼び込み</li> <li>② 記載箇所の呼び込み</li> <li>② 原子炉格納容器安全設備 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (</li></ul>	2.	設置許可本文のうち、基準	本設計方針に記載しないことの考え	方				
② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       -         ④ 原子炉格納容器安全設備 第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。       -         3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       *         No. 項目       考え方       添付書類         ◆ 重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	No.	項目	考え方			添付書類		
③       記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       ー         ④       原子炉格納容器安全設 第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。       ー         3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方       No.       項目       考え方       添付書類         ◆ 直複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       ー         ② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	1	重複記載	設置許可の中で重複記載であるため	記載しな	い。	_		
□ 記載箇所の呼び込み い。	2	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	:100		a, c		
① 原子炉格納容器安全設備       第65,66条に対する内容であり、本条文では記載しない。         3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方         №. 項目       考え方       添付書類         ② 直複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       -         ② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	3	記載箇所の呼び込み		_				
No.       項目       考え方       添付書類         ◆ 重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       −         ◆ 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	4		第 65, 66 条に対する内容であり、	_				
① 重複記載       設置許可の中で重複記載であるため記載しない。       −         ② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	3.	設置許可添八のうち、基準	本設計方針に記載しないことの考え	方				
② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 記載箇所の呼び込み       設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。       a, d, j	_	項目						
③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 a, d, j		重複記載	設置許可の中で重複記載であるため	こい。	_			
a,d,j	2>	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	い。		a, c		
→ 非常用電源設備 第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。 -	\$	記載箇所の呼び込み		見載のた&	か記載しな	a, d, j		
	4	非常用電源設備	第72条に対する内容であり、本条	文では記	載しない。	_		

#### 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所 様式-6

_	<b>原子恒格納宏哭宏全設</b>	第65,66条に対する内容であり、本条文では記載しな				
\$	備	い。	_			
(c)						
6	悪影響防止	第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。	_			
♦	容量等	同 上	_			
8>	環境条件等	同 上	_			
<b>③</b>	操作性の確保	同 上	_			
10	試験検査	同 上	_			
4.	詳細な検討が必要な事項					
No.		書類名				
а	要目表					
b	単線結線図					
С	取水口及び放水口に関する説明書					
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書					
е	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
f	強度に関する説明書					
g	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図					
h	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図					
i	非常用取水設備の配置を明示した図面					
j	構造図					
k	発電用原子炉の設置の許可と整合性に関する説明書					
1	設計及び工事に係る品質	マネジメントシステムに関する説明書				
h i j k	補機駆動用燃料設備に係 非常用取水設備の配置を 構造図 発電用原子炉の設置の許	る機器の配置を明示した図面及び系統図 明示した図面 可と整合性に関する説明書				